

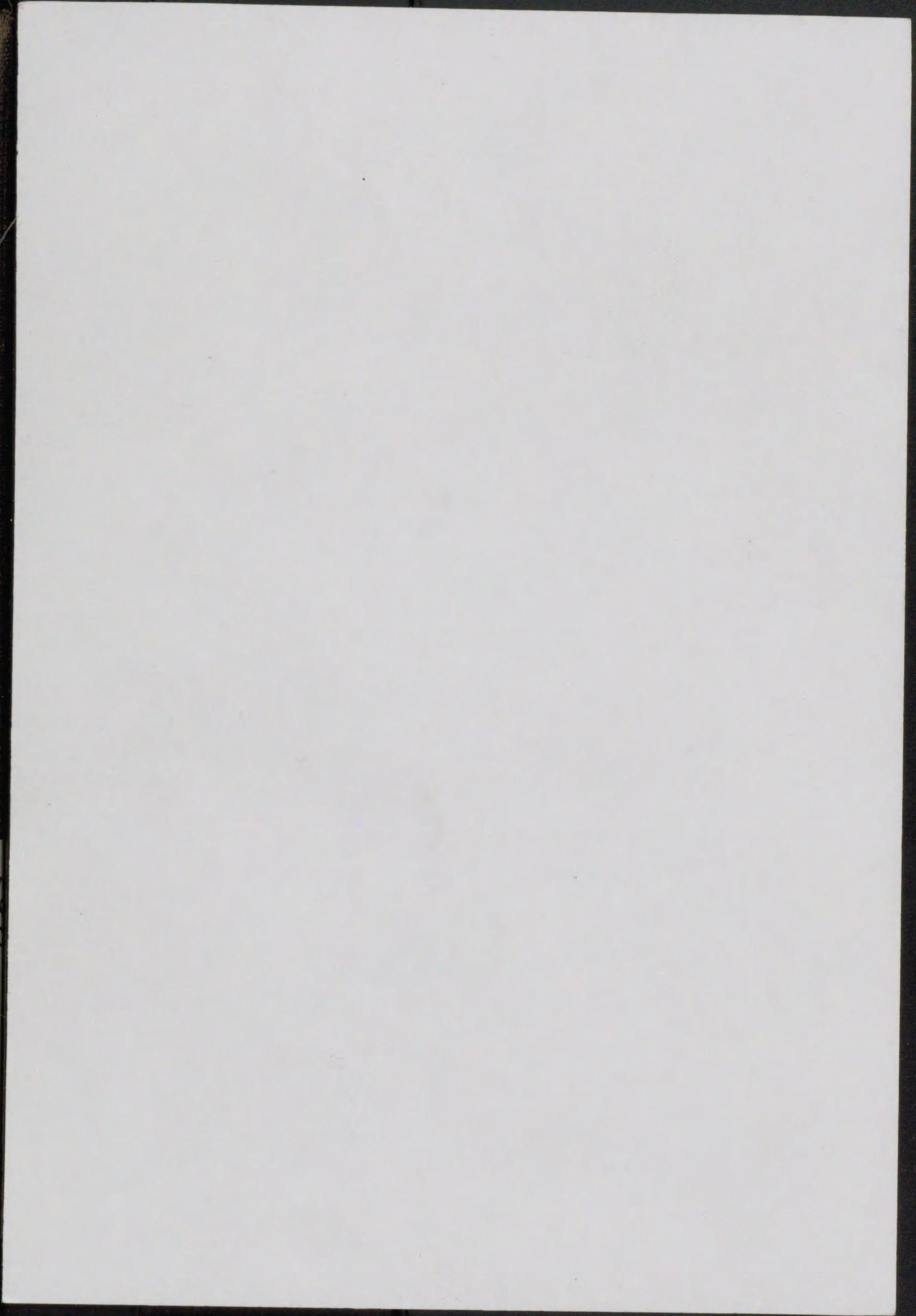
590
469


世直神祠と鈴木主税先生
永井環著

590-469

1200501525830

590
469






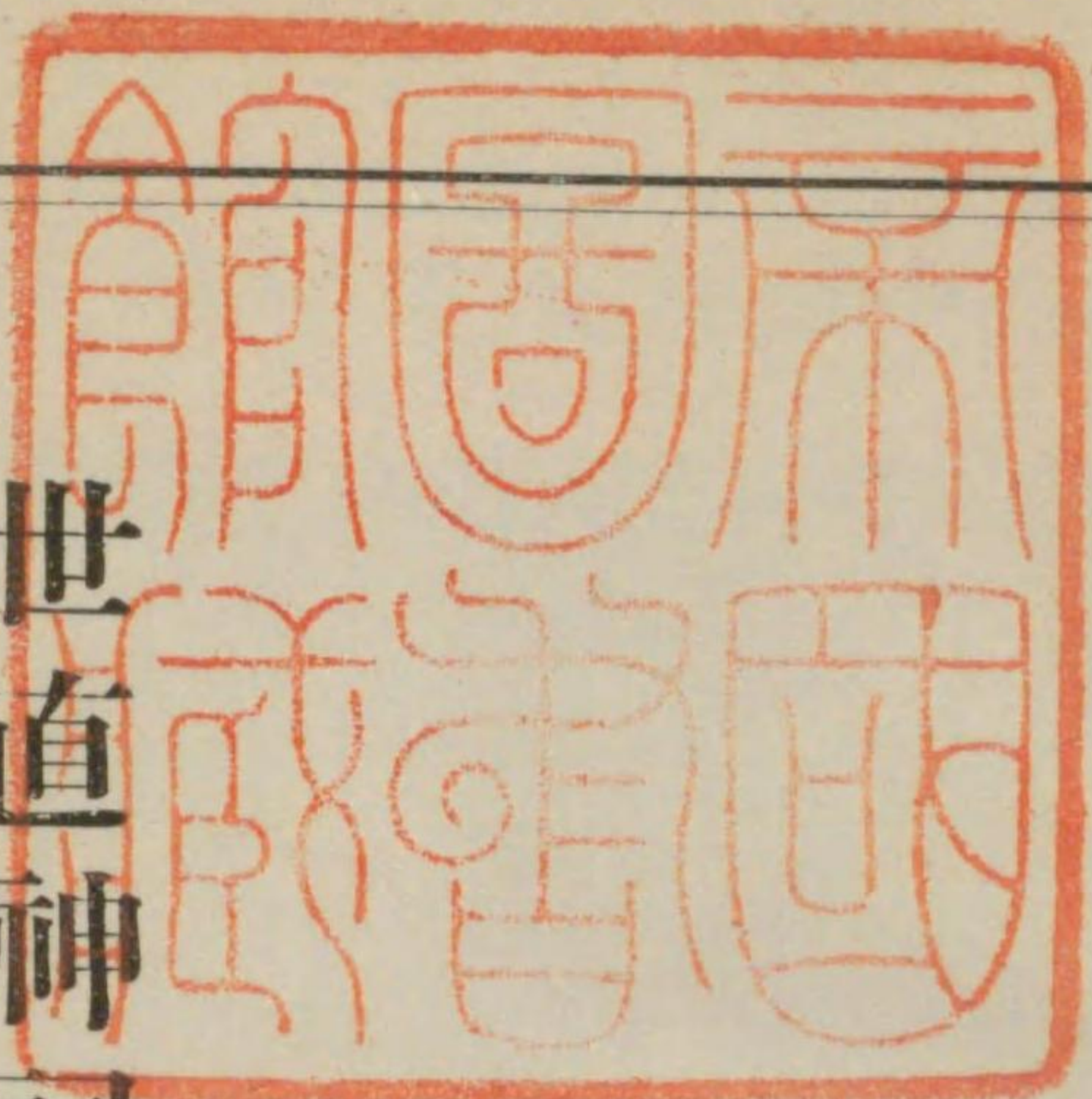
世直神相 鈐水之稅先生

子壽松平吉氏題簽





世直神祠と鈴木主税先生



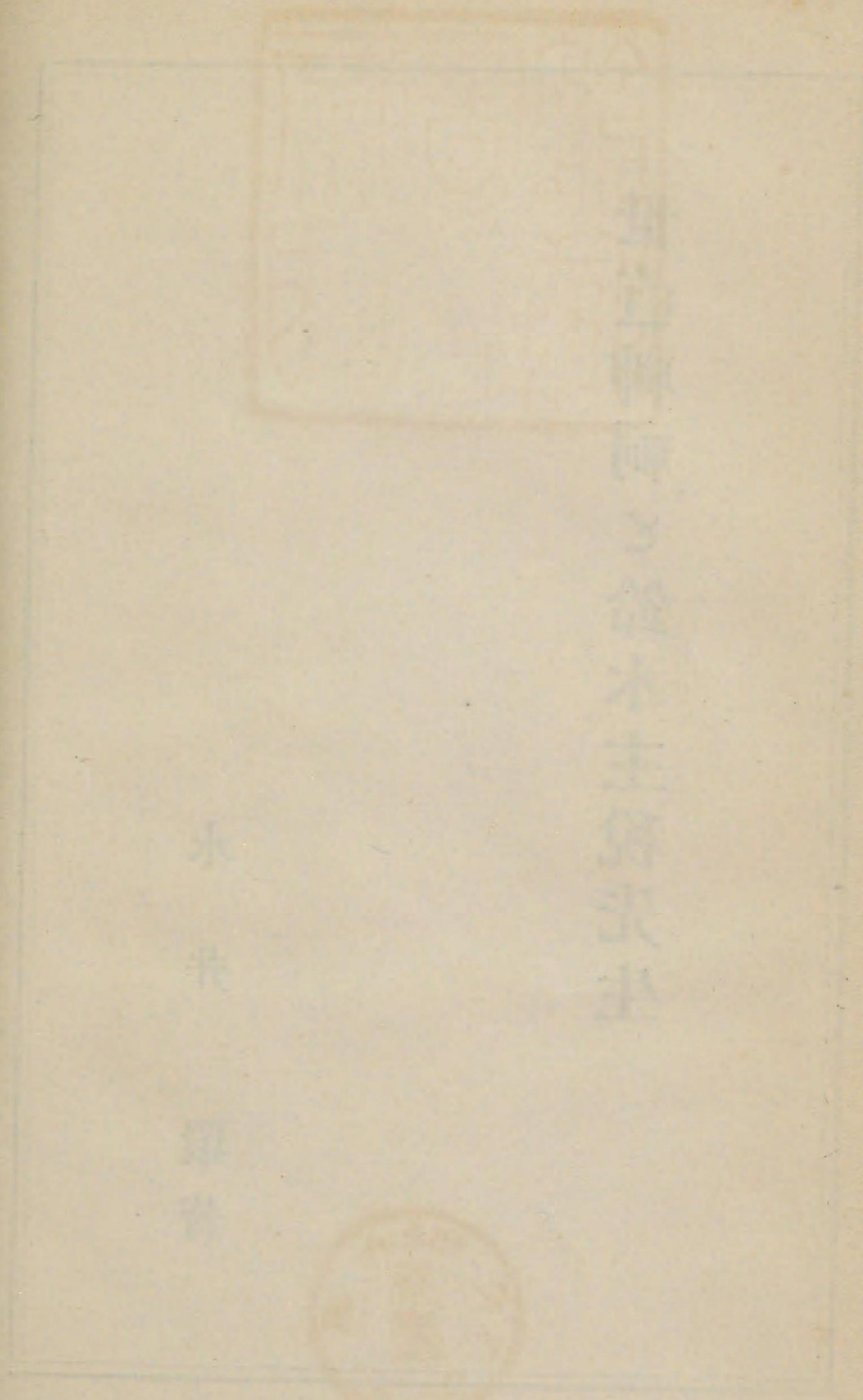
永井環著



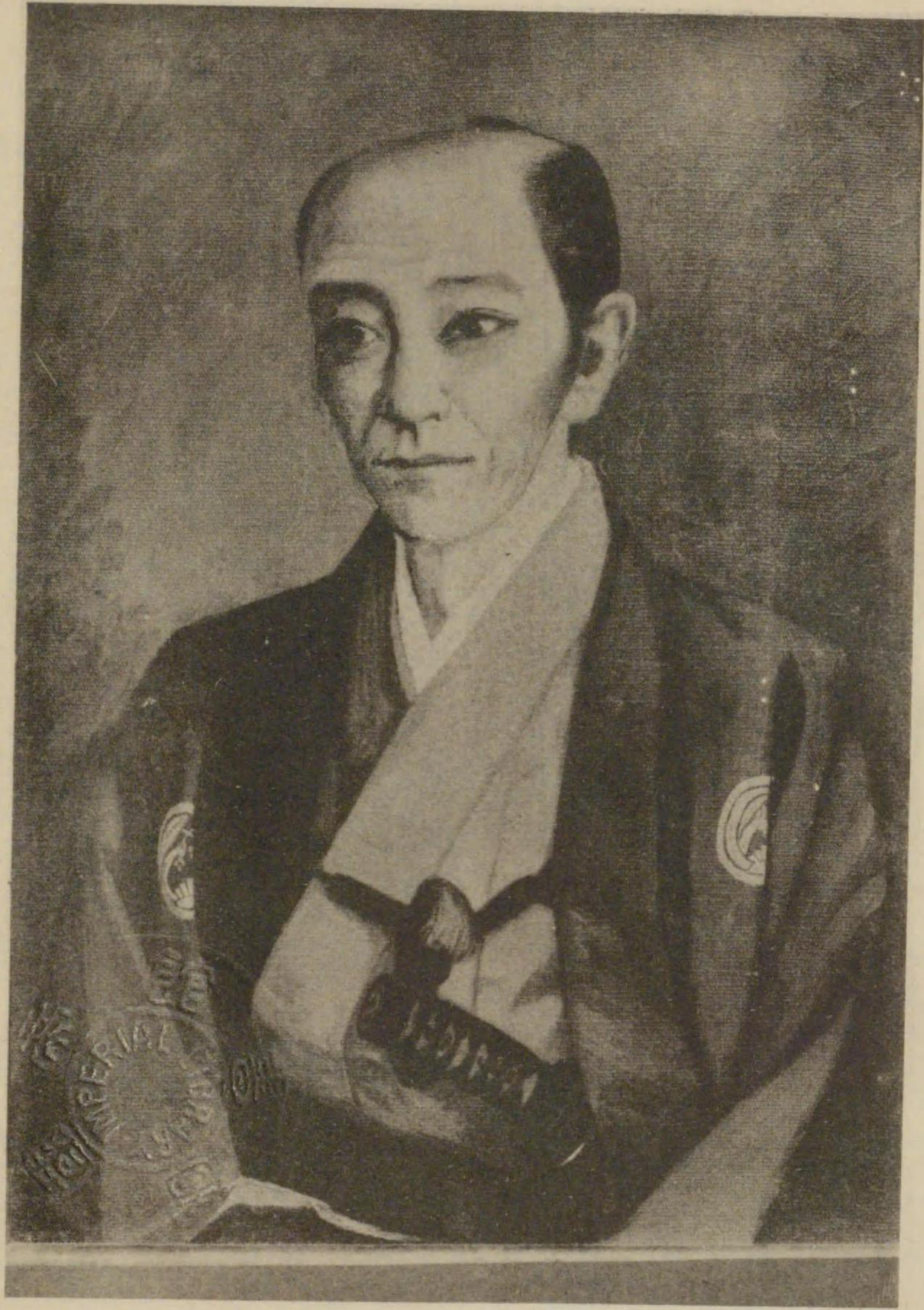
繪油の生先税主木鈴



山本芳翠畫
伯の高弟
白馬會員
片山昇九氏
の筆



繪油の生先税主木鈴

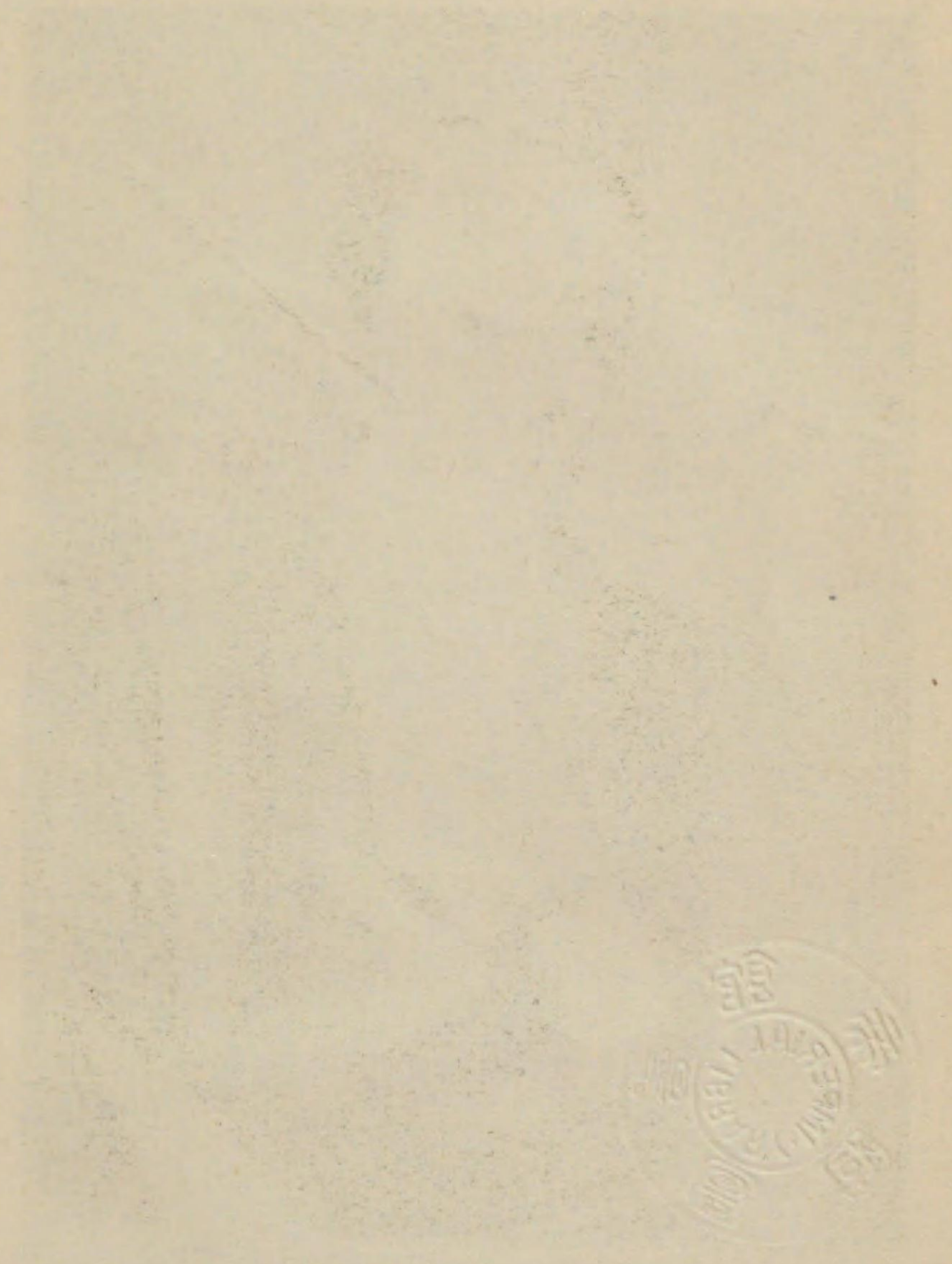


山本芳翠畫
伯の高弟
白馬會員
片山昇丸氏
の筆

Handwritten text in cursive style, likely a letter or a page from a manuscript. The text is arranged in vertical columns, reading from right to left. The characters are fluid and connected, characteristic of the cursive (sōsho) style.

主税先生の筆蹟

Handwritten text in cursive style, similar to the first image. It appears to be a continuation of the text or a separate page. The writing is dense and fills most of the page.





祠神直世の前補修

一筆申入候先以

上々様益御機嫌克奉恐悅候隨而愈御多祥令欣躍候
借は暮春以來海岳之高庇殊に歸府後茂御繁業中御
家來迄毎々御投書留守兩家之儀委曲御示し厚配に
而此頃は兩家病人何茂致全復候旨承之降心不過之
段々無限芳情難盡筆謝萬々致感荷候就而は此濟生
三方書臺帙龜茶臺箱幸便に付聊謝辭申述候印に贈
進いたし候寸悃預鑒存候は、幸甚之至に候外に一
所に相廻し候病學通論壹帙並龜茶壹箱は、大岩生へ
相送り度別に不及筆謝候間微意懇々御申傳午御世
話御達し可給候尙心緒後鴻に申殘候

先は右申述度

早々不具

六月廿三日認

鈴木主税

笠原良策老

追而時下殘炎酷烈北地も可爲同然折角御自愛愈
御精業令專念候東地別條も無之近來は先外寇相
迫り之沙汰も相聞不申候牛痘壹件は御廻し之書
取雪江殿へ相渡委曲申談置候南陽も依舊無事拙
生も東着後少々之申分は有之候得とも漸々相復
し此節は無病に相成碌々勤務罷在候間御看意可
給候尙又老母始留守宜御願申候 以上



祠神直世の前補修

一筆申入候先以

上々様益御機嫌克奉恐悅候隨而愈御多詳令欣耀候
 借は暮春以來海岳之高庇殊に歸府後茂御繁業申御
 家來迄毎々御裁書留守商家之儀委曲御示し厚配に
 而此頃は商家病人何茂致全復候旨承之降心不過之
 段々無限芳情難盡筆謝萬々致感荷候就而は此濟生
 三方書壹帙並茶壹箱幸便に付聊謝辭申述候印に贈
 進いたし候寸相預鑿存候は幸甚之至に候外に一
 所に相廻し候病學通論壹帙並血茶壹箱は大岩生へ
 相送り度別に不及筆謝候間微意懇々御申傳乍御世
 語御達し可給候尙心緒後鴻に申殘候

先は右申渡度

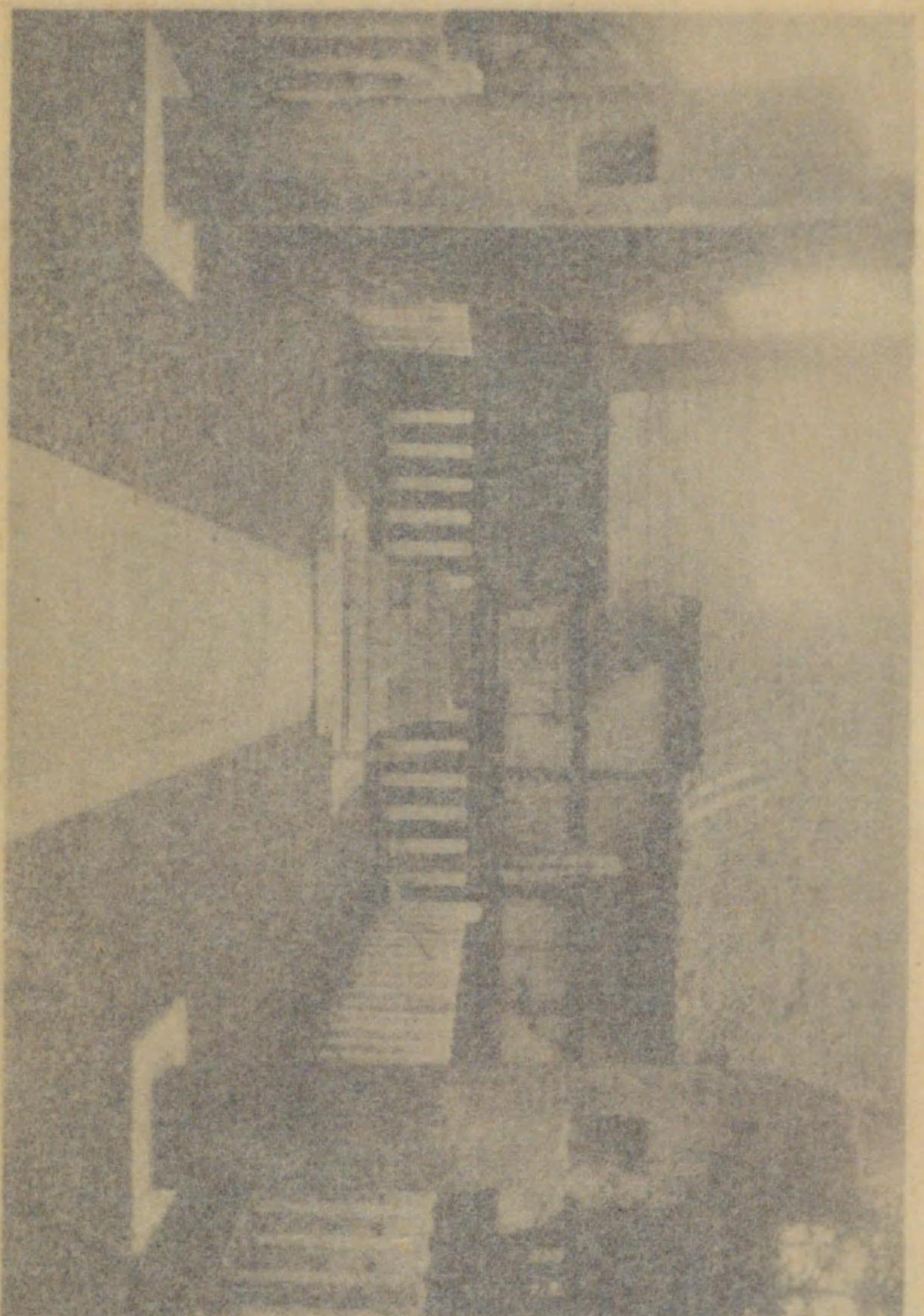
早々不具

六月廿三日認

鈴木主統

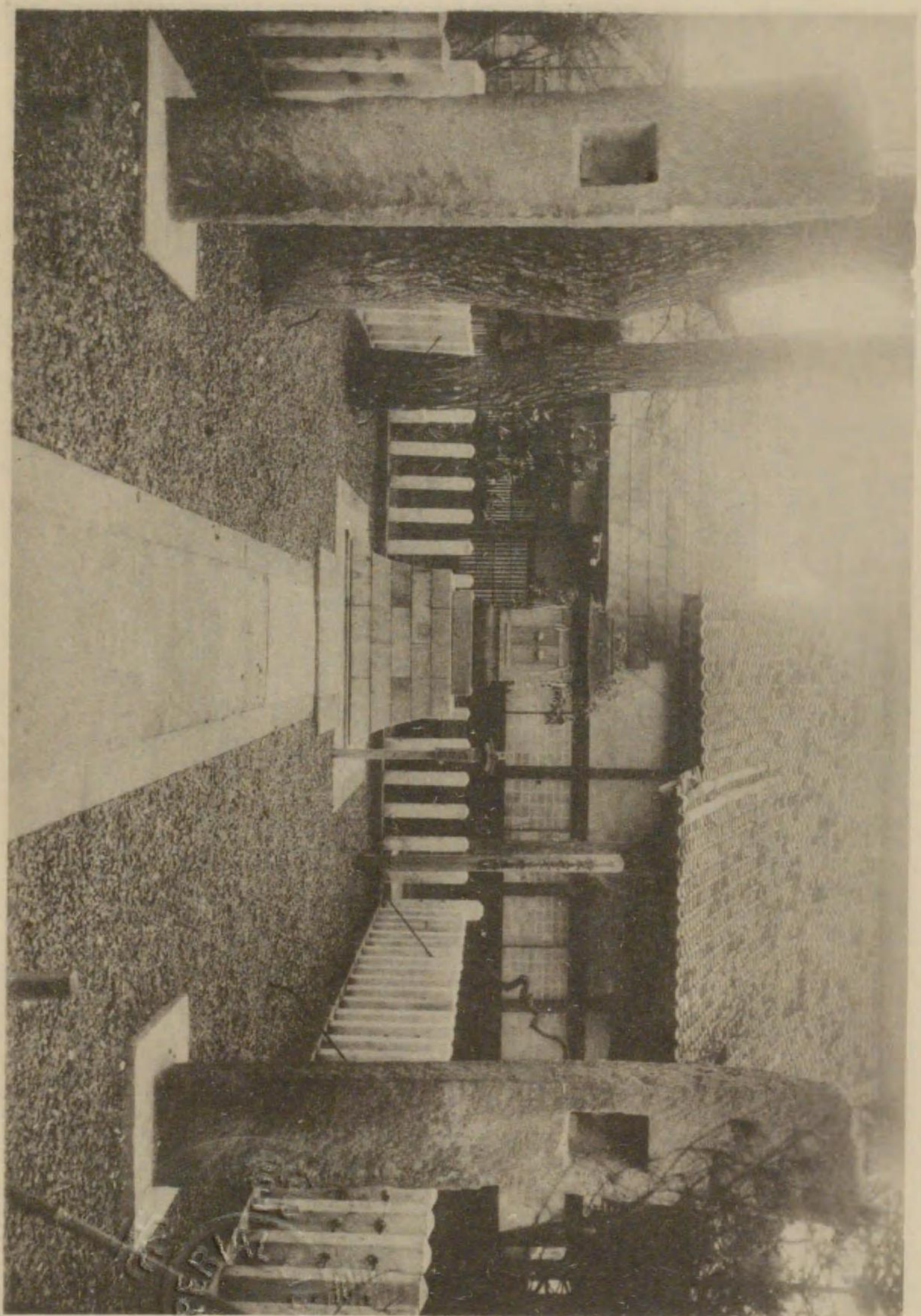
笠原良策老

追而時下殘炎酷烈北地も可爲同然折角御自愛慮
 御精業令專念候東地別條も無之近來は先外冠相
 迫り之沙汰も相聞不申候牛痘案件は御廻し之書
 取雪江殿へ相渡委曲申談置候南陽も依舊無事抽
 生も東着後少々之申分は有之候得とも漸々相復
 し此節は無病に相成確々勤務罷在候間御省意可
 給候尙又老母始留守宜御願申候 以上



修補落成の世直神祠





修補落成の世直神祠



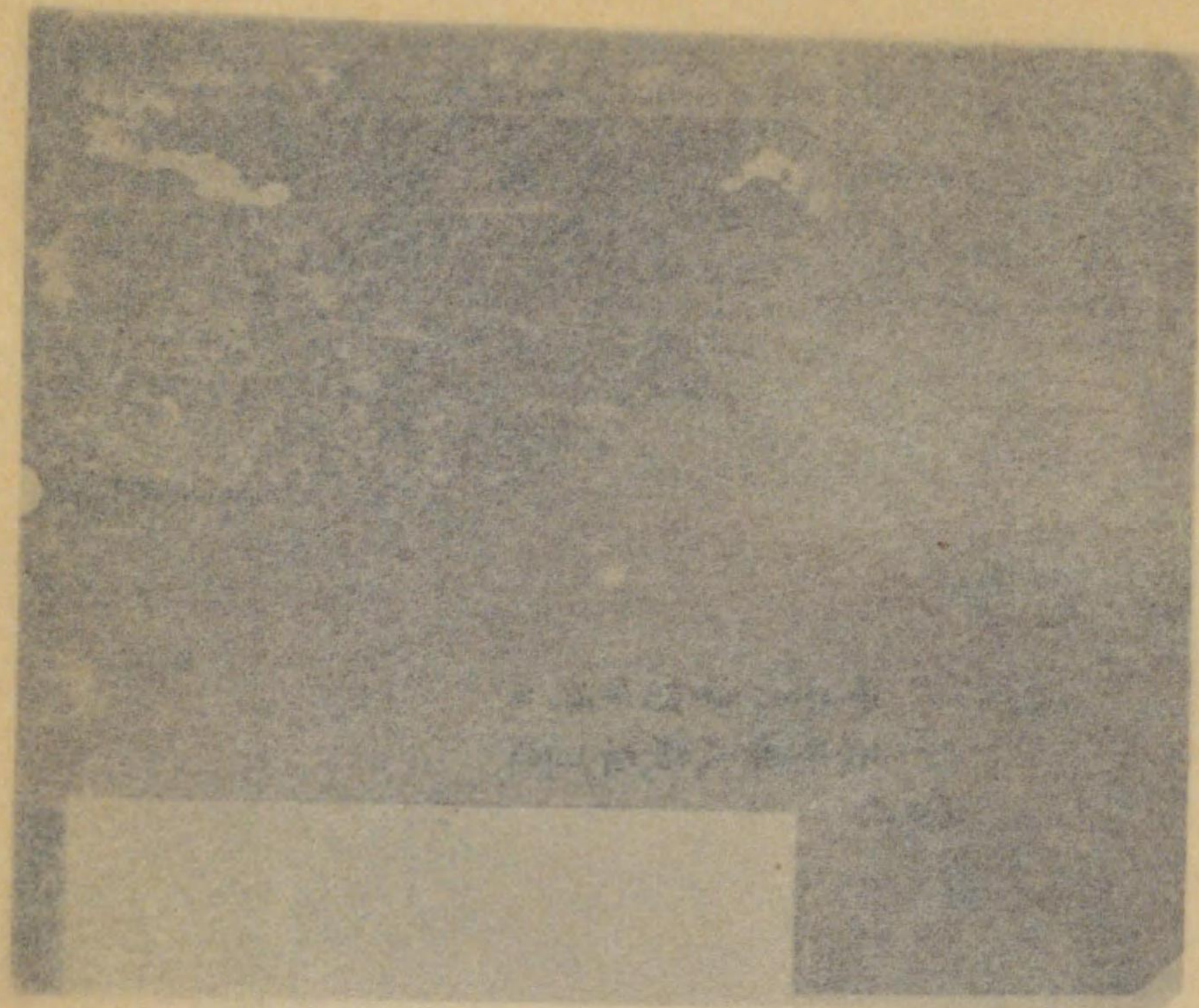


新たに建立の世直神祠

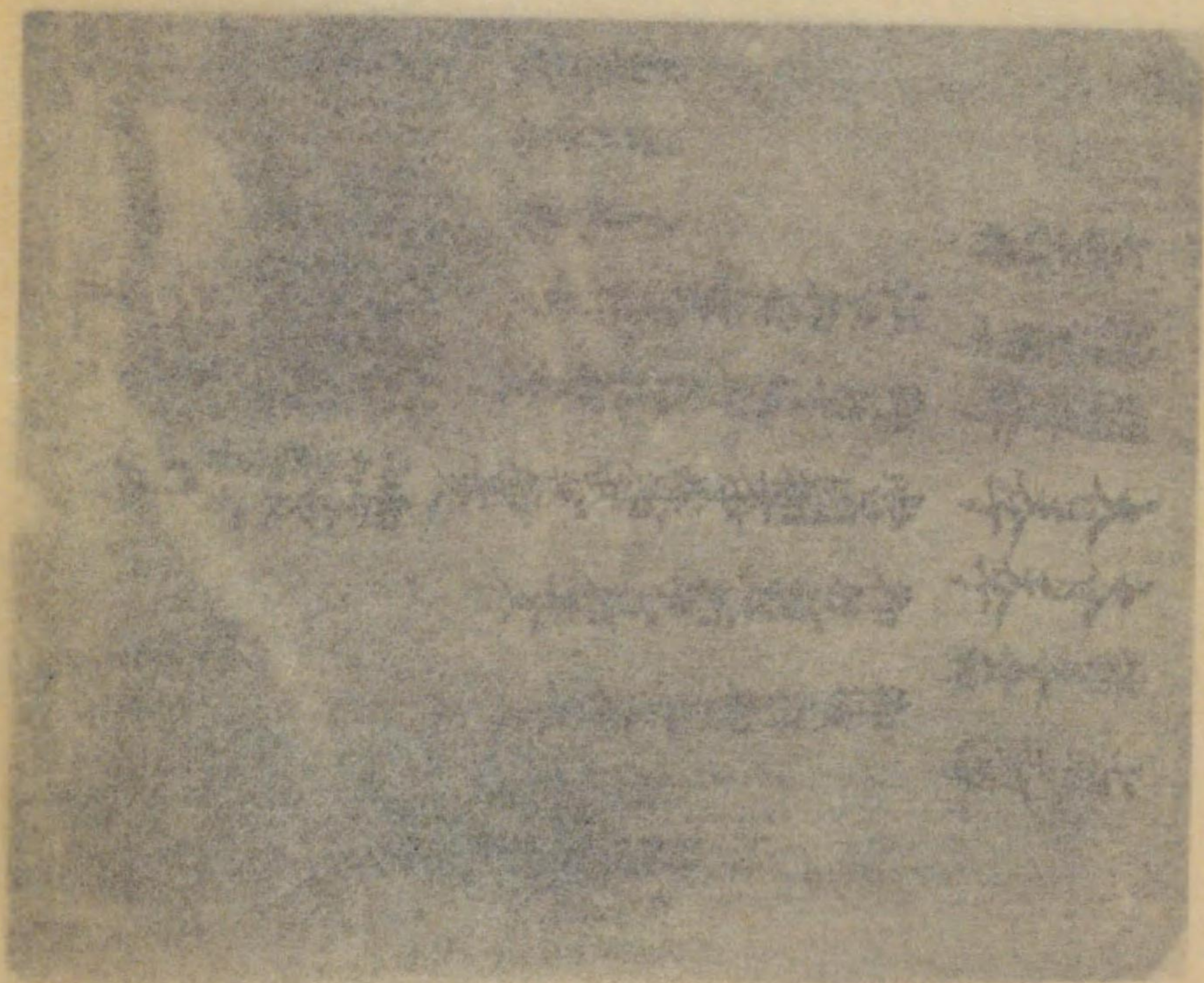




新たに建立の世直神祠



表

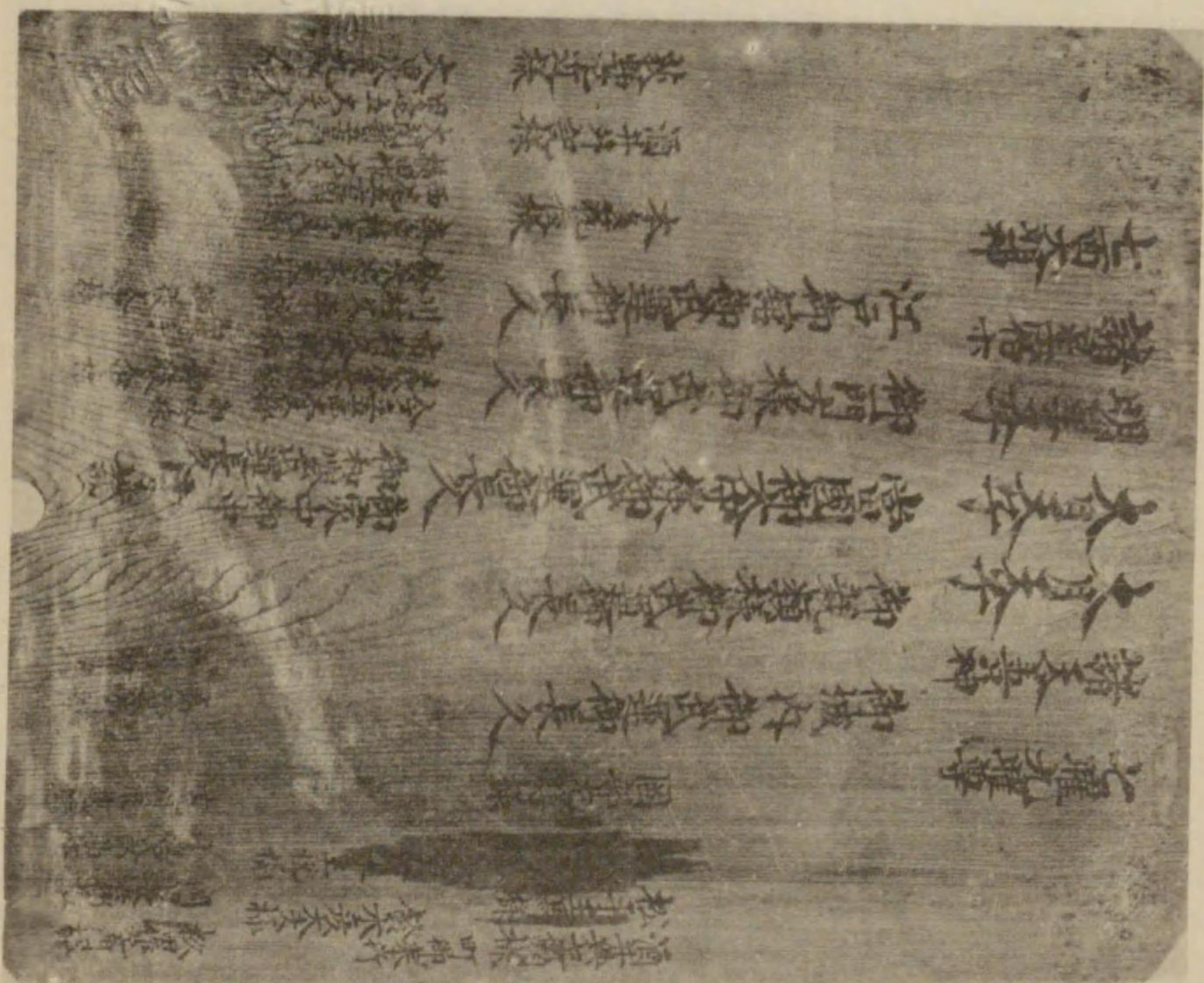


表

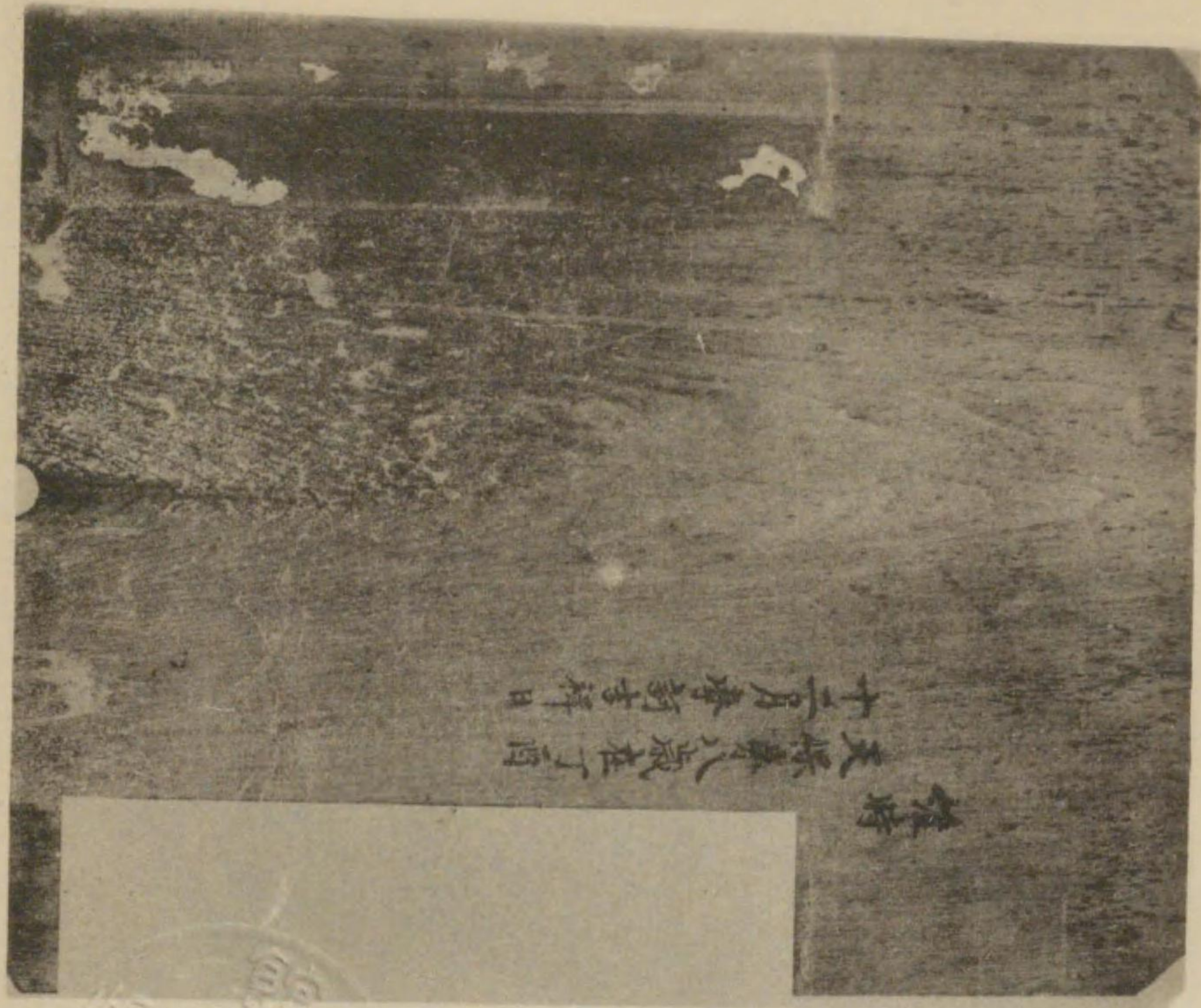
ほころびの跡



ほこらに奉納の神位



表



裏



世直記錄帳





世直記帳

Handwritten text in a cursive style, likely a letter or a page from a diary. The text is arranged in vertical columns, reading from right to left. The characters are small and closely spaced, characteristic of traditional Japanese calligraphy.

部一の翰書の庵仲井半

Handwritten text in a cursive style, likely a letter or a page from a diary. The text is arranged in vertical columns, reading from right to left. The characters are small and closely spaced, characteristic of traditional Japanese calligraphy.



590-469

はしがき

昭和五年の春月日は忘れたが、僕の福井市長在職中に東京帝國大學助教授文學博士加藤玄智氏が研究上調査の爲め態々來福せられたことがある。博士は東大にて神道講座分擔以來特種の研究として、我國に於ける偉人英雄が善政徳化を施した爲め、下民より崇敬されて、その生存中所謂生祠を立てられたものを調査中であるが、博士の調査に依れば全國中既に四十個所以上に達し、福井縣下に於ては本文の世直神祠と今立郡北村の村社神明神社の境内に鎮座の三社大明神との二個所の生祠が現存してゐるのは珍しいことだと言はれた。乃ち僕は世直神祠に就ては豫て取調べたことがあるから、不日之を編述し聊郷土史の研究に資する考だから、それに就て詳知されたいと答へ、世直神祠に博士を案内して參拜を共にした。

然るに其後僕は偶々病氣に罹り、快復後間もなく任期が満ちて退職歸京したが夫
 是で圖らず起稿がおくれ、今日漸く其宿志を果すことを得たのは僕の最も欣幸と
 する所である。

三社大明神は福井市初代の市長鈴木準道翁が拾五郎と稱した壯年の頃、舊藩時
 代郡奉行に在職中偶々今立郡北村一帯の灌漑用水なる土呂川用水に關し紛擾を生
 じ、北村の義民喜三郎等が死を決して分水用の胴木を破壊した爲め一大疑獄事件
 が勃發した節、鈴木氏が親しく實地を檢證し、大いに審理に苦心し、遂に公明の
 裁斷を下した爲めに、危ふかりし彼等の生命は幸に救はれ、又一村の田地も枯渴
 の難を免るゝことを得たので、明治六年八月二十五日村民一同深く之を徳とし、
 舊藩主松平茂昭侯、郡奉行鈴木拾五郎並に用水係徳山五太夫の爲め生祠を建て三
 社大明神と號したのが即ちこれで、豫て武生の寺町（今の曙區）の佛師小市良に

依頼して刻ませた像を奉祀し、爾來毎年五月二十日該事件の爲め入獄中の村役人
 等放免歸村の日を以て例祭日とし、今に至る迄其祭祀を營んでゐるのである。
 序にこゝに附記して置く。

世直神祠の祭神の一位として奉祀する鈴木主税先生の死因に就ては越前人物志
 は勿論其他の文獻に何等記述した所がなく、忌はしい浮説が從來より傳へられ、
 其間何となく一抹の暗雲に掩はれてゐるかに思はれるのは僕の遺憾とする所であ
 った。然るに本稿を了した後、はしなくも先生の病狀を詳にする資料を發見した
 ので、聊我が郷土史の參考に供する爲め、本文の附録としてこゝに公表するを得
 たことは欣快に堪えない。

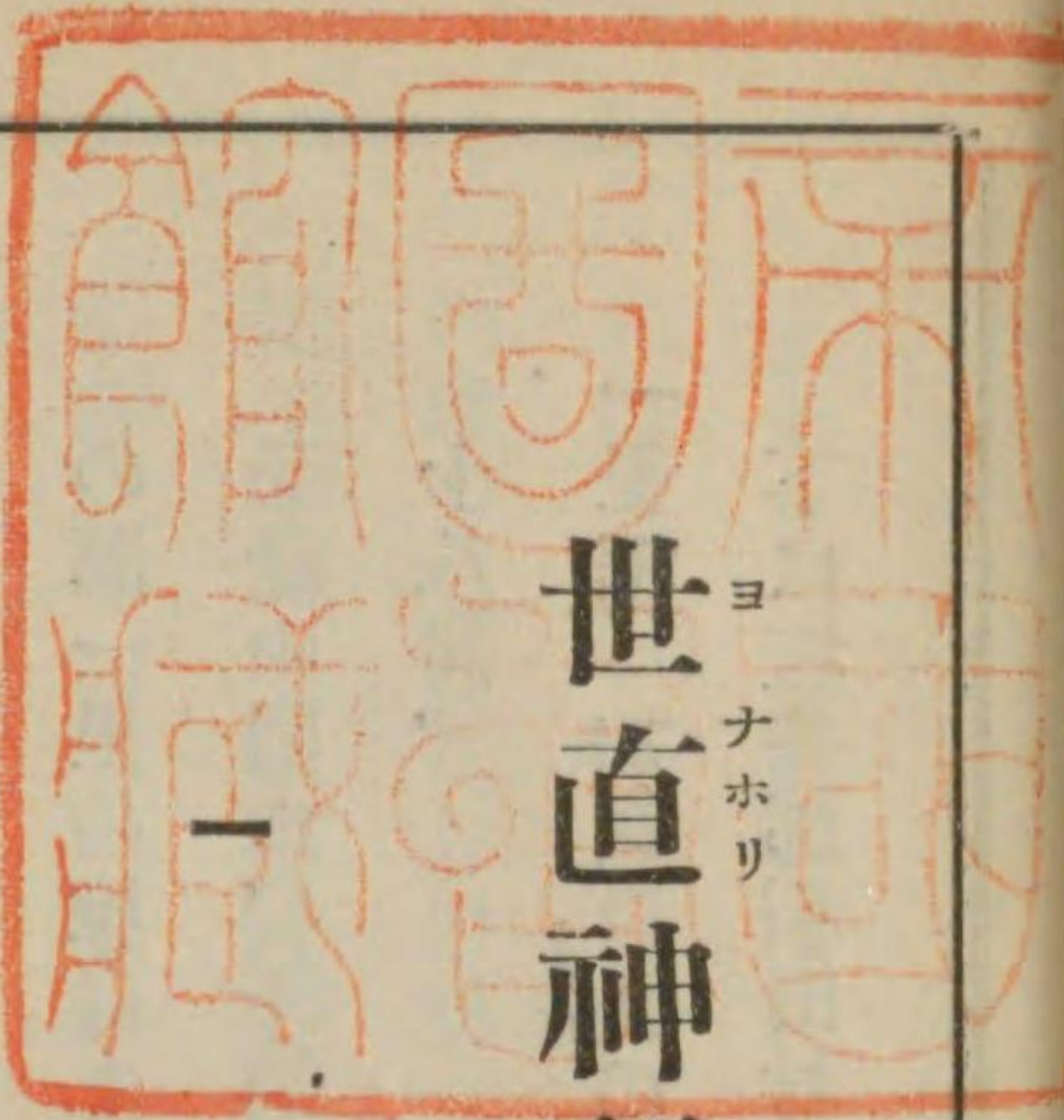
本書を草するに當り種々懇篤なる示教を忝ふした工學博士仙石亮、醫學博士土
 肥慶藏の兩氏、材料の蒐集上特に多大の便宜を與へられた笠原健一、嶋川信哉及

び鈴木薫の三氏、文章の修正等に關し一方ならぬ手数を煩はした島崎圭一氏は云ふに及ばず、芳川竹次郎氏其他多數の有志諸氏の厚意に對し深甚なる謝意を表する次第である。

昭和六年三月十日

東京小石川極樂水の邊り沈丁華の香深き窓に

永井環識



世直神祠と鈴木主税先生

福井市の南端北陸街道である今の豊町の通りに通稱中野本山の巨刹即ち眞宗三門徒派の本山專照寺がある。その表口より北の方二三軒目、街道からは西側に芳川竹次郎氏の宅がある、この邊はもと木田地方荒町と言つて竹次郎氏は多年總代を勤めてゐるがこの芳川家と街道を隔て、向ふ側の横手に沿ふて細い小道があるが、其道を三四歩進れば二本の老松が亭々としてそゝり立つてゐる。そして其の木蔭に小さな石のほこらがある、ほこらの社地は約五六十坪もあらう、周圍にはまだ新らしい石の神垣を廻らしてある。是れこそ世直神祠そのものである。

このほ。このあたりの邊は昔一里塚の在つた址である。一里塚は言ふまでもなく慶長九年頃徳川幕府創立の家康時代に諸國の重なる街道筋の一里毎に路傍の左右兩側に築かれた里程標で其の塚の上に通例榎の木を植えたものである。越前史略には『慶長九年二月四日將軍令して里堡を東海道、北陸道および奥州海道に築かしむ、これを一里塚といふ』とあり、越前藩では初代秀康時代に築いたことが判る。又井上翼章の編纂に係る越前國名蹟考には北陸道筋の一里塚の位置が殆んど皆明記されてある。即ちこの一里塚については

一里塚 木田荒町、道より西方町家の後ろ塚の上榎一本あり、上は荒井、下は松本荒町の間一里の境なり、

元祿の圖に、江端橋より一里山迄二十三町、一里山より福井大橋迄十一町半、大橋九十八間、

一里塚 加賀口圍の外、荒町の中程人家の間左右の上榎一本あり、上は木田荒町、下は坂井郡稻田村迄一里の境なり、

とある。名蹟考は文政七年より起稿し同じく十二年八月に完成したやうだから、文政年代には彼の中野本山の側即ち街道の西側の方の榎のみが現存し其東側の分即ち現今世直神祠の建つてゐる方の榎は既に無くなつてゐたことが知られる。更に市立福井圖書館所藏の文化年中（年號不詳）の福井城下の圖面を見るに木田地方荒町丁度中野本山の門前より少し手前、今の芳川家のあたり東西の路傍に各榎一本づゝあり、一里塚と書いてある。これを名蹟考の右の所記と彼是參較すれば元祿年代は勿論今より百二三十年以前の文化年代にはこの一里塚は東西の兩側いづれにも榎が残つてゐたが、二十年後の文政年代に至つてはもはや西側の方のみが残つて東側の方は既に亡びてしまつたことが明らかである。そこでその文政時代より空地になつて所にこのほ。このあたりの邊を建てたものと考へられる。

因に我が福井縣下に一里塚の現存してゐるものは絶えて無いやうであるが、坂井郡大關村下關には其址が僅かに残つて在ると聞いたから、僕がまだ福井市在職中の昭和五年三月二日、日曜日を幸ひ市立福井圖書館の司書島崎圭一氏と同道して之を踏査したことがある。

それは道の両側、田の中に二つとも僅かに其形骸のみを留め形は著しく小さくなつてゐる。榎は勿論ない。たゞ草茫々と生ひ茂つてゐるのみであつた。詳しいことは當時島崎氏が大阪毎日新聞福井版に連載した南越史談(四三)一里塚と題するものを讀んで貰ひたい。

さて話頭を返し福井市豊町の一里塚址に建つてゐるほ。こ。ら。は。彼。の。天。保。年。中。當。時。の。町。奉。行。として令名の高かつた鈴木主税先生がこの地方民の積年苦んだ苛重の課役を特免されたので、下民は崇敬の餘り先生生前の壽祠として祀つたものであると。今日迄當地方の人々の間に傳唱されてゐるのみならず、又多くの郷土史家に深く信じられてゐる。現に福田菱洲翁の編纂に係る彼の越前人物志中鈴木主税の部にもそう傳へ、尙福井市木田長慶寺の住職にして、郷土史家であつた故甘蔗普薫氏の著『梅圃笑話』を左の如く參考に掲げてゐる。

(梅圃笑話) 寫本甘蔗普薫著

世直神祠 これは天保年中の町奉行鈴木主税を祀りし壽祠なり、はじめは纔に形ばかりの石祠なりしが後は今の祠を一里塚の墟に建て松平一位公春岳を合祀す、

二

主税先生の事蹟はいやしくも我が越前藩史の一端を繕く人々の間には餘りによく知れ亘つてゐるほど有名の人物であるから、今茲に詳しい傳記を改めて縷説する要はなからう。然し記述の順序として便宜上其概略をこゝに載せて置かう。

先生の名乗は重榮、通稱は主税、小字は小三郎、純淵又は鑿城と號し、文化十一年三月の生れである。福井藩士海福瀬左衛門の次男にして出て、鈴木彦太夫長恒の養子となつた。鈴木家は定座番外祿四百五十石、先生長じて英資俊邁識量宏遠、而して彦太夫町奉行の要職に在りしが、天保八酉年十月病死した爲め、同年十一月家督を相續し、天保十三年八月年二十九歳、選ばれて町奉行となつた。當時藩の財政頗る紊れ、府庫屢々窮乏を告げ、凋弊實に其極に達したものである。先生深く之を憂ひ其弊を濟はむことを圖り、自ら奉ずる

所甚だ薄く、下を率ゆること厚く、事を斷ずる頗る明快、最も清廉を尙ぶ。在職僅かに三年にして時弊頓に革なり、治下の民皆齊しく先生を慕ひ恰も赤子の慈母に於けるやうであつた。後ち入つて御側向頭取となり、更に進められて側締役となつた。當時藩主春岳公年尙ほ若く、先生銳意君徳を成さんと欲し、匡正輔導蹇諤苟もせず、公固より先生を重んじ言ふ所聽かれざるなく、遂に師友を以つて待つに至り、其近侍に在ること七年に及んだが故あつて一旦側締役を辭し、再び起て金津奉行となつた。秉政極めて公平敢て權勢を憚らず、厚く民論を擧げるに努めたので、民は皆悦服し治下非理の訴を起す者もなかつた。然るに嘉永六年七月米艦浦賀に來航して國事多端となつたので先生は金津奉行を辭して江戸に出で、常に春嶽公の左右に侍して内其機密に參與し、外幕府の當局は勿論廣く各藩の名士に交はり、賛劃大に勤め、又公の學校を起し、軍備を修め、大に藩政を革新するなど、概ね先生の首唱に出たものである。其の間郷里に往復して勵精大に努めたが、惜しいかな安政三年二月偶々病んで江戸常磐橋門内の越前藩邸の曹舎に卒した。年四十三歳。其病篤

くして自ら起たざるを知るや橋本左内を招き倍々力を國事に盡すことを囑した。先生豫て左内の偉材を識り之を春岳公に薦むる所あり、左内爲めに公の拔擢を蒙り、醫籍の身を出で、書院番組に入り、後ち果して公の帷幕の名臣となつたのである。

先生の略傳を叙すれば大体以上の如くである。而してこの木田地方荒町の町民が先生の生祠を建つるに至つた其原因に就ては從來次のやうに傳へられてゐた。

木田地方荒町にはアオダと云ふ一種特別の課役があつて、凡そ行旅病人の路頭に倒れ臥するものゝあるときは、其の地係りにて竹輿を作つて之を載せ其の本籍地に送致する手續の爲め次の驛へ送り付けねばならなかつた。無論一切地係りの無償所辨に屬し、其繼立の手續中万一患者の死亡する場合には、官の檢死を受けたり埋葬したり本籍へ照會したりする一切の義務を負担する制度であつたが、元來この木田地方荒町は福井城下の南端なので自然この繼立に要する勞役の費用が多額に上り、町民は常に苦しまされた。それを先生が親しく其實狀を察知し種々詮議の末斷然このアオダの課役を免じたのである。爲めに町民

は深く之を徳とし、長く其恩澤に浴する善政謝恩の記念とし一同相謀つて先生の生前に石造の祠を建て併せて當時の藩主春岳公をも合祀することになり、課役免除許可の當日なる五月十四日を以て毎年の祭日と爲し、廢藩置縣後も尙ほ連綿として其祭祀を繼續し以て今日に至つたものといはれてゐる。

現行の制度では行旅病人の所置は總て市町村なる自治体が之を取扱ひ、該事件の結了後其費用は一切官より支給され市町村は單に一時繰替置くに止まるのである。然るに徳川時代に在つては一切の費用を其所在地の各町々に負担せしめたのであるから、木田地方荒町の如き如何に町民が其負担に苦んだかは蓋し想像に餘りありと謂はねばならない、従つて先生のこの裁斷に對し町民が大に喜んで深く謝恩の意を表したのは尤である。

三

かくて當地方民は廢藩置縣の後にも毎年其祭祀を絶やしたことはなかつたが、幾多の年を歴るに従ひ漸く崇敬の念が薄らいで行く傾向が見へ、このほ。こ。らの背後の空地に物置小屋を建てたり、或は荷車などの置場に充てたり、或は木材を積み重ねたりしていつとはなくこの淨域も侵略汚瀆されるやうになり、然も敢て之を咎めるものさへないやうになつた。然るに近年に至りこの石祠に接近する家々より變病死者が續出するやうになり自然町内の人々の間に怪異の念を抱くものが多く、誰れ言ふとなく神罰不祥の象現ならむと騒ぎ立てるやうになつた。そこで町内の有志が之を憂慮し相謀つてたゞにこの社地を淨化するに止まらず、進んで一大修補を企圖することゝなつたやうに漏れ聞いた。

僕がこの事を知つのは福井市長就任の翌年即ち昭和二年五六月の頃であつたらう、或る日市會議員の毛利與三次郎氏が市役所に訪問し、昨今世直神祠改築の議あり、其相談を受けたから、親しく實地を檢分するに及んで殆んど荒廢に歸せむとしてゐることを知つた。今之を改造するにも其境内が餘りに狹隘に失し且つ人家稠密の間に在つて社殿を増營する

餘地に乏しいので、更に其附近なる福井紡績會社敷地の一隅を選んで新たに神祠を建立しようと思ふが、會社に對し交渉を開始するに當り、何分一臂の勞を藉せと懇ろに其來意を告げた。僕は直ちに其美舉に賛意を表したが、成るべくは現在ほこらの所在地を保存し、之を擴張するのが最も適當だと勸めて置いた。其の後僕は參詣の序によく其實際を檢分した所尙ほ接續して相當の空地があつたので之を買収しては如何かと相當盡力を試みさせたが、惜しい哉其の所有者が應諾を拒んだので止むを得ず、遂に現在の社地は其儘となし、此際淨化作業を施し大に修補を加ふることとし、新たに福井紡績會社より敷地の一部分の寄進を得て建立することに決した。毛利氏は直ちに同會社の社長佐藤曆治郎氏に面接し交渉を試みたところ、社長は立ち所に應諾を與へた。爾來専ら毛利氏の盡力する所となり、東奔西走縣の内外に亘つて有志の淨財を募集した結果、幸に數千圓の寄付金を得て、遂に福井紡績會社敷地の東北隅約百五十坪の社地（木田村山奥吉ヶ越）に小型ではあるが、社殿の備はつた檜造りの立派な社が建つことになつた。

僕は毛利氏の依頼に應じてこの新築の神祠建立の由緒記を作り奉納する迄に運んで來たから、先生に關する種々の資料を蒐集したが、その資料の中に現にこのほこらの中に奉納してある神位の寫を得た、尤も誤寫と認められる点が少なくないことを知つたから、再び參詣して組頭芳川氏其他諸有志と共に力を戮せこのほこらの重き石蓋を取披きその神位を拜んだ。一字一字篤と之を念査するに寫には果して誤謬の点が澤山あつた。その神位の文字は左の通りである。

表

七曜九曜尊
諸天善神
大月天子
大日天子
明星天子
諸星宿尊
七面大明神

御城内御武運御長久
御親類様御武運御長久
當國御太守様御武運御長久
御一門方様御武運御長久
江戸御館御武運御長久

酒井與左衛門様
松平主馬様
狛木工様
岡部左膳様

町御奉行
鈴木彦太夫様
鈴木主税様

杉田作左衛門様
岡田長兵衛様
小嶋八郎助様
荒川辰藏様

御家中御中
御和順武運長久
守

高野忠左衛門様
戸川勘助様
御吟味
御役人中様
御勝手
御役人中様

今立五郎太夫様
萩原長兵衛様
市村久太夫様
川村文平様
鈴木忠太夫様
奈良權太夫様
西尾五右衛門様
横田作太夫様
大關新五右衛門様
田邊五太夫様
太田次良九郎様

御吟味
御役人中様
御勝手
御役人中様

裏

維時

天保第八歲在丁酉
十二月摩訶吉祥日

この神位の面に書いてある文字は卒直に云へば餘り上手の筆蹟ではないやうだが、工學博士仙石亮氏の鑑定に依れば種々の点より見て僧侶の筆であらうといはれ、僕も亦それに相違ないと首肯する。其の裏面の右方には寫真で見る如く白い細長い個所がある、それは天照皇太神宮の御神符がくつゝいてゐた痕跡である。御神符をこの神位と共に納めたので御神符の文字が杉の板面に付着した儘今日まで残つたものである。

四

神靈として奉納する木牌の面に記し奉る文字には素より偽りはない筈だ。このほ。こ。ら。を奉祀した年月は其文面に現はるゝ如く、正しく天保八丁酉年十二月中である。(其日は十四日であるが後の説明に譲る)町奉行の鈴木彦太夫は同年十月に病死し其翌月二十九日には先生が養父の家督を相続してゐられるが、其後天保十三年八月十一日格別の思召を以て寺社町奉行花本源藏跡被仰付と現に松平侯爵家所藏の剝札(へぎぶだ)(履歴書のこと)に歴然と書いてある。左すればこの神祠建立の當年には主税先生は未だ町奉行の職に就いてゐないことが明らかである。即ち先生が町奉行になつたのは其後五個年を経た天保十三年である、天保八年十月迄は實に先生の養父彦太夫が町奉行在職中たりしことは毫も疑ふべき餘地は無い。蓋し彦太夫はその以前より病氣で引籠り休養中のため先生が万事父に代つて町奉行の

職務に努めたものであらう。故にかの神位の文字を見ても明かに町御奉行鈴木彦太夫様と記し其次位に鈴木主税様と併記し、先生には何等の肩書を付けてゐない。かくて彦太夫の在職中アオダの課役を免除した大英斷は實に主として先生の裁量に依つたものであることは是亦争ふべからざること、先生の如き達識明智の士にあらずんば誰か敢てこの明斷を下すものがあらう。而して其課役免除の指令を受けた五月十四日を以て毎年祭典を執行して來た事實に徴すれば、町奉行たる彦太夫存生中既に神祠建立の許可を得、之れが計畫中其年の十月に病死し、續いて同年十二月に至つて落成を告げたのでこの神位を納めたことも亦明々白々である。偶々先生が五個年後の天保十三年二十九歳の時養父と同じく町奉行の職に就き、しかも其在職三年の間よく治績を挙げ名奉行として英名を稱へられたから、世人は全く先生が町奉行時代に建立したものと誤認し、後世の人々がこの神位の文字を仔細に奉讀して之を研究しなかつた結果、前後の事實を錯誤し遂に誤傳今日に至つたことは毫も怪しむに足らぬ。

けれども又僕をして言はしむれば先生が表面上町奉行在職中のことでないのに、これを其在职時代の事として後世に誤認された其事自体が却て先生の徳をして更にいや高からしめる所以であらうとおもふ。元來此の神位を奉納するに當り普通の事体より云へば單に町奉行鈴木彦太夫の名義のみ書き置いて然るべきである。然るに現に町奉行たらざる先生の名をも併記したことは事實上に於ける仁政の主動者たる先生を特に顯彰せんとした情理を充分察知せしめるに足るものである。

五

さて世直神祠のは。こ。ら。の。中。に。納。め。て。あ。る。御。神。位。の。發。見。に。依。り、町奉行鈴木彦太夫父子を奉祀したことが既に明白に判つたので前記毛利氏の依囑に係る新たに建立する神祠の由緒書の草稿には其事を殊更に明示して置いた、然るに未だ其淨書に着手せざるうち更に意外

な新發見に出會した。それは豊町の關係有志者がいよ／＼世直神祠の舊社地を修補せむと其擴張工事に着手し、先づは。こ。ら。を。移。動。し。た。所、不思議にも其基礎なる地下の石積のなからより一個の桐製の函を堀出した。長い年月の間半ば水に浸潤したものと見へ、函底は殆んど廢朽してゐたが、其中には古い文書が納められてゐた。之を採り出すや或る部分は既に古毫けて外氣に當るや否や忽ちボロ／＼と支離滅裂となつたのみならず、其大部分は心なき土方達の手先や鍬の先にかゝり裂かれて幾個の斷片となつた。而して其の總てが一旦泥水の難を蒙つたやうだ。それを火にかけて乾燥し更に裏打ちをしたものらしい、ために神祠創立の事情を最も嚴正に物語るべき珍重の史料はあたら臺なしになつて仕舞つた。實に惜みても尙ほ餘りありだ。この函を發堀したのは昭和四年十月十二日であつたとは後日に至り承知した所である。

かくして之を市内の古老勝山千百里翁の許へ運んで其取調方を依頼に及んだが、流石の翁も之を見て茫然自失の態で、この無慘な寸斷の古文書に對して涙を流し空しく長大息を

洩らすのみだつたとは、其後翁が親しく僕に語つた所である。程經て組頭芳川氏であつたか、今は記憶しないが更に之を市役所に持參して僕に見せた。僕は一應預り置き試みに或は其斷片を繋ぎ合はせ或は眼鏡に依り種々苦心の結果、漸く大体の意義を窺ひ知ることが出来た。

寫眞は表紙の文字であるが俗に帳紙と云つた立派な厚い紙で二三葉に書いてあつたのであらう、それを赤い水引で綴ぢたものと見える。帳面の表面には「世直記録帳」と題し右の方には「天保八丁酉年十□月□四日左の方には「木田地方荒町」と記し。頭役小阪善兵衛、吳蔭屋市右衛門、肴屋□右衛門、萬屋□□□□、と其姓名を下げて其次に本文が書いてあつたやうだ、とに角僕の判断に任せて判つた部分丈けを左に載せて見やう。
或る斷片には、

右名前の者共晝夜不寢心配仕候而願□□御役所様□□奉□上候□□五十日御□□
□人足三千人ヅ、五ヶ年之間頂戴被仰付□□御役所□□杉田作左衛門様被仰渡□□

□前文名前□□御請

とあり、又或る斷片には、

「當町内極々□□之折柄工米穀□□無類之高直□□去四月十四日□□之火災に出逢
□□之難澁□□相成

「人□□之不辨難澁始□□願上候處格別厚□□御慈悲之上五ヶ年□□間御手當□□尤
持出御免□□置之義も前書□□御役人中様格別□□御心配ニ而四月□□被仰付是又冥
加至極難有仕合□□奉存候

「御手當人足三千人□□ッ、頂戴被仰付□□御渡に付荒□□町内大願成就□□□□に付
年々五月十□□祭禮可仕事
「町奉行

鈴木彦太夫□

様

□□□

杉田作 □□□□

岡田長兵衛様

小嶋八郎助様

御書役

高野忠左衛門様

□□□□□□

とあり尙ほ其の外「伊豆倉□□□□」とある断片が他の断片と重なりあつてくつ付いてゐる
 其他は焼け焦げた紙片の粉末やうのもので、到底読み得るものは更でない。

然し以上所載の各断片を綜合して之を通覧するに、當木田地方荒町の町民が行倒人の措置に關する重き課役の負担に年來苦んだが、殊に近年凶作打續き米價高直の爲め難澁の折柄剩さへ天保八年四月十四日には町内に火災あり、一層生計の困難を極むる状況を訴へ、

組頭小阪善兵衛等より之を町奉行鈴木彦太夫に情願した所、前述の如く當時彦太夫病氣中にて先生の盡力に依り遂に右課役に關する人足三千人分を五ケ年間藩より給與することに聞届けられたものらしく、町民一同深く其善政を徳とし、神祠を建て永く謝恩を記念し、杉田作左衛門より言渡された其の日を期し、年々祭典を執行するに至つたことがこの文面に依り一層鮮明に知られた訣である。

尙ほ此函の中に鈴木家の御守札と認め得べきもの一枚を容れた錦地の囊をも發見した。これは日廻宮さんの御守札である。元來鈴木家の屋敷は市内元中の馬場に在つて同家の向ひ側に小さいほ。こ。らが祀つてあつた。これは僕が青年の頃其邊りを日々往復したから今尙ほ記憶に存して居る。このほ。こ。らは日廻宮さんであつた。或る年例のコレラ病が大いに流行し日本國中到る處猖獗を極め、死亡者の續出を見たが、當時は今日の如くまだ醫學の開けない時代であるから、コロリ即ち虎狼狸といひ全く狂狼や怪しき畜類の祟りともてはやしたものだ。そこで越前今立郡上池田村に鎮座の日廻宮神社は惡狼を退治された王子を奉

祀してあるので、其御分靈を鈴木家が請ふて移し來りコレヲ豫防の祈願を籠めたそうで、この事は僕が福井市在職中仙石工學博士より承つた所である。其の後この日廻宮さんは轉々移御されて、今は鐵道省線福井停車場の裏手に在り年々其祭祀を營んでゐるが、即ち彼の錦の囊にあつたのは、この日廻宮さんの御守札で、鈴木家に直接因縁の厚きことはこの一事を以て容易に判知することが出来る。

斯くの如くにして彼の世直神祠のほ。ら。に納めてある御神位と云ひ、又彼の桐函の中にあつた古文書と云ひ、いづれも共に符節を合する如く全く同一の事實を完全に證明する極めて貴重な資料で、僕はこれによつて以上縷述の如く、世直神祠建立に關する從來の所傳を根底より覆へし、別に新説を確立することが出来たのである。

世直神祠の舊址には前記の如く豊町の有志相謀り昭和四年十二月中社地の整理を爲し其周圍に玉垣を營み立派な神域に改造した。僕は其工事落成の奉告祭に親しく參列するの光榮を有したが、其後一對の小さい石燈籠を祠前に獻納して以て在職中の記念とした。

附 録

一

主税先生の死因に關し毒害に逢つたのだなどといふ噂が今も尙ほ在郷古老の間に残つてゐる。僕の福井市在職中も亦往々之を耳にした所である。先生は安政三丙辰年二月十日江戸滯留中常磐橋門内の越前藩邸の曹舎に於て年四十三を以て逝去された。氣鋭潑刺活動盛りの時代で實に痛悼の極みであつた。抑先生が始めて町奉行の職に就かれた時は前記所載の如く天保十三年八月で年二十九歳の時代で在職僅かに三年に滿たず、弘化二年二月年三十二歳にして御側向頭取に轉じ藩主春岳公の側近に勤むることとなり、續いて側締役に進められ、益々其の輔導に忠勤したが、嘉永四年二月辭職する迄約八個年の間勤續した。閑

散に居ること一年にして嘉永五年六月再び起つて金津奉行となり、僅か一ケ年の後同六年七月其職を辭して遂に江戸に出づることになつた。爾來逝去に至る迄約三年間は實に日本國內上下を擧げて紛擾亂れて麻の如き危機に瀕した現状で、我越前藩の如き萬一此間に在つて一步其措置を誤らむか或は如何なる事態を惹き起すかも測り知るべからざる虞があつたので、先生はよく之れに善處して秋毫も其機宜を失はざらむことに努め、彼の春岳公が幕府の閣老及び諸有司に進言した意見の如き、又彼の弘く各藩知名の有志と交を結びて列藩との聯絡を能く保ち得た如き、一として先生の畫策に出ないものはなく、其大なる活動振は實に想像するに餘りありと謂ふべきであつた。水戸の藤田東湖が『今や眞に豪傑と稱すべき者天下唯鈴木主税西郷吉之助あるのみ』と云ひ、肥後の長岡監物が『資質豪邁にして才略あるは東湖に如くはなく、學術正大にして徳義智識兼備はるは重榮に如くはなし、余最重榮に服す』と云ふたのは、眞に當時先生の令名が各藩有志の間に喧傳され其人物に深き敬意を拂はれてゐたことが判る。

この先生の江戸在勤三年の間には少なくとも二回福井表へ歸國してゐる。まづ嘉永六年七月金津町奉行を辭職して直ちに上京した後一年を歴て安政元年七月福井へ歸られた。是れは恐らく其の最初の歸國であらう。當時米艦來航の爲め物情頗る騒然たる際であるから、我藩に於ける從來の弊習を一掃し庶政を革新するの緊要なるを認め、春岳公に進言して規畫獻策遺す所なく、學校を興し軍備を修め大に士風を振作し、儉素を尙びて財務を整ふる等各方面に亘つて頗る果斷の新政を布くことに努力し、其歸國中に於ける苦心活動の結果一番の積弊忽ちにして革まり以て新生面を展開する運びに至つた。而して彼の安政二年十月二日の江戸大地震の直後に江戸へ上つて來る途中板橋驛に宿泊の節、偶々東湖壓死の報に接し、驚いて匆皇入府し未だ其旅装を解くに暇なく、直ちに走せて小石川の水戸藩邸を訪ひ其遺骸に對して悲悼の熱涙を流されたといふ有名な逸事があるが、それは即ち先生最後の歸國より入京した時である。其後間もなく越えて翌年の安政三年の二月十日に病死したので、其間臥病の容子に就て何等傳ふる所がない。又其死因に就ても先生の履歷には勿

論越前人物志其他の文獻にも此点に觸れて記述したものが残つてゐない。爲めに自然種々の流説が産まれ出でたものに相違ない。

二

今年二月の始め郷友笠原健一氏を訪問したが、同氏の祖父白翁は我が郷人の夙に熟知する如く、實に我越前藩文化の恩人であり、且つ本邦種痘術の創始開拓に就て多大の苦心努力を盡したことに依つて有名である。従つて我藩に於ける重要な人物は云ふに及ばず、其他各藩著名の有志との間に往復した書翰は勿論幕末の歌聖とも云はれる橋曙覽の書翰や短冊類に至るまで、白翁の筐底より見出された貴重な資料が同家の庫裡にはうづ高く積まれてある。同氏は先年來之等の文書の整理に着手したが、彼の白翁と莫逆の友でしかも同じく醫術に従ひ多年春岳公の奥御殿醫であつた半井仲庵との往復書翰が就中最も多分を占

めてゐるので、健一氏はこの半井の書翰を別に一緒に取纏めて上中下の巻軸に整了した。僕は氏に乞ふて一應之を展覽した所、其中に先生の病狀を詳細に記述して當時在郷の白翁に通報した書翰そのものを發見した。半井は醫師でしかも當時其主治醫であつた。即ち先生の病狀を按ずる点に於て之に優る資料は無い。僕は之を觀て驚喜し覺えず雀躍の情を禁ずる能はず、直ちに借り來つて之を寫し取つた。それは左の通である。

鈴木主税殿舊臘二十日頃より腹氣違和腰痛其上蒸閉之症に而引籠加養被致候幸に橋本生同居罷在候故蕩滌丸に發表劑兼用に而連施以多し候とかく快利を難得候に付下丸種々取替へ候而相用候所追々奏效二十八九日頃に而は大分快方に相運候ひしが其後春來果敢々々敷無之病狀左之通に御座候

舌上黃白胎滿布胸中所患無し上腹より臍下に至ルマデ微滿殊ニ臍傍著シク凝結シ食量軽く二椀程ヅ、不絶被相用候へ共風味不宜蕩滌も或丸或煎種々取替へ相用候へ共

十分之快利を難得且早春より耳重聽之氣味有之神氣不振其上右小腹盲腸之部に當り
 一小凝結を生じ強く按候へば少々痛被相覺候然處熱咳は更に無之脈は至て舒緩外に
 可惡症候は無之候へ共右等之景況に而病候進退無之荏苒タル緩慢症に御座候處方

當時

解凝健胃 加格綸僕姜

丸 阿魏 龍胆 纈石鹼

右分三 此丸藥は七日より相用申候

夜服 蕩滌丸 一包

外用 水銀軟膏

(朱書) 但シ二日より七日迄甘汞吐酒石合劑相用候處盲腸部大半融解候故七日夜よりアギ丸に轉申候

右は三日より今日迄連用申候然處盲腸部凝結は大半融解以多し下丸も追々奏效時に

は快利も有之舌胎も次第に剝離以多し先以逐日不惡御運に御座候尤舊年中は煎劑中
 にも別に丸子に作り候而も礪砂は始終連用以多し候事に有之候全く舊年其表發途前
 より始終攝生法常度を誤候より漸を以腸胃中粘微を生じ頑着候よりの起因と被考申
 候一時鬱積の症に而者無之候故如此遷延相成候様被考申候耳重聽之一症小腹よりの
 交感に而可有之何分當時之容体粘微性カストリセに神經變調ヲ兼候事と大段相考申
 候吳々外に可惡容体も見請不申最早追々御快方相運可申存候間此段御留守へ委曲御
 申述可被下候

九日追書

今日も診察候處前文之通異變も無之候ナンゾヤ隱伏ベデンキレーキ(心痛すべき)之
 症有之哉ト反覆思考候へ共見當り不申尙左内子共種々に申合試候へ共同意に而外に
 異見も無之只ガス性淨除之上轉移之爲芫青膏相帖申候ハ、可然抔考居申候吳々此節
 迄には御出勤も可被成運と存候處意外之延滯相成候故彼是案し過し候事に候へ共有

体前文之通に候間此段御心得夫々御沙汰も候はゞ宜御演説可被下候 早々不備

右の巻軸所収の半井の書翰は上卷に十通、中卷に十通、下卷に七通總て二十七通の多きに達してゐるが、いづれも長文で辭理詳悉、文章と云ひ、筆蹟と云ひ、如何にも流麗暢達にして以て半井の國漢學に造詣の深いことを併せて知るに足る。而して書翰の殆んど總てが一として月日の記入が無いものはなく、其封筒迄も一々其儘保存されてゐるが、この先生の病狀を報したそのものに限り生憎月日の記入もなく、又封筒も缺けてゐるから、固より確たる月日を知ることが得ざるは遺憾であつた。併し乍ら偶然にも文中に九日追書と添へ書がしてある点より之を考察すれば、先生の逝去された安政三丙辰年二月十日の一日前に書いたものであらうとおもはれる。それは書翰全体の文意より推測することが出来るやうだ。即ち主治醫なる半井がこの手紙を認めた當時にはまだ先生の病狀が危篤に陥り其生命が明日に差し迫つてゐると迄は診定上豫知し得なかつたものと見へる。又橋本左内が

31

當時年二十三歳、先生と同居し日夕其枕邊に侍して看護に従ひ半井と共に善く謀つて醫藥を投じ、專念其治療に心を盡してゐたことが彷彿として伺ひ知るに足るものがある。兎に角この書翰が先生の死因を明瞭ならしめる貴重の指針である。元來醫術上に關し何等の智識を有せざる素人の僕等には之を讀んで何とも判断の下しやうがない、僕は豫て辱知の郷里出身の醫學博士土肥慶藏氏の一覽に供し其鑑定を請ふに如かずと思料し、一夕博士を訪問して其示教を仰いだ。博士は之を觀て熟讀翫味の末、先生はまだ四十三歳の壯年時代であるから割合に早いやうに見えるが、兎に角腸に悪性な腫物(癌腫)が出来たことは一点の疑を容れないと云はれた。僕は之を聞いて更に先生に關する毒害の噂をもち出して之を質す所があつたが、それは加藤清正の毒饅頭の傳記の燒直しでせうと一笑に附せられた。是に於て先生の死因に對し多年覆はれてゐた一抹の暗雲は茲に始めて一掃され眞に青天の下白日を仰ぐやうな感じを僕等に與へた次第である。

右の外同じ巻軸のうちに安政の江戸大地震を報知した一通が收められてある。

尙々鈴木賢傑去ル十日東着彌增雄健卓偉御降意可被成候長事も一両日内ト相待申被仰遣候旨致承知候 以上

本月九日發貴翰拜閱仕候辰下寒威日加候處先以 上々様益御機嫌能就中今般無比之地妖闔都頽潰之處御別條不被爲在候御儀 恐悅無窮奉存候隨而其御地華堂御揃愈御清祥殊に地震も輕緩有之候條萬々愛度奉大賀候二に野生日々相障候義も無御座相勤申候條乍憚御休意可被下候爲御見舞早々御投書奉感荷候寔に一時激震爆鳴之勢全世界唯今滅却と存候位加之四方火起遁逃無路實に錯愕狼狽萬々御了察可被成候廬舍第宅倒仆陷沒之上へ火焰頓發爲之煩竄就死候者其數貳十萬内外と申事嗚乎慘酷之極皇天之意如何

ソヤ實に哀痛悲慘之情狀一々難申述盡開闢以來之一大變浩嘆之至に御座候

一ネーデルセ醫流ベロームデ之者は一も傷損無之御同慶成卿先生も一身耳は無難ブー
ク類は不殘灰燼但し扶氏原書フイヘランドは自携出情實可愛有詩曰ク

豈圖地震共災臻

錯愕纔唯脫一身

自笑謏劣無才識

枉學西蒙作赤貧

西蒙ハギリシア國ノ人航海覆沒之時幸ニ脱シ得タリ他ノ人ハ体ニ金銀等ヲ纏ヒシ故ニ皆死ス

(以下省略)

この書翰を讀めばひとり安政の大地震の消息を知るのみに止まらず、其端し書の所に在る如く彼の地震の直後に入府した當時の先生の健康状態が半井の眼に雄健卓偉と映つた程に頗る健勝であつて、假令悪性の腫物が既に内部に伏在しても未だ其徴候が醫師にさへ氣

付かれざる程度に止まり、左迄熟してゐ無かつたものと見へる。又夫より溯つて二年前の嘉永六年七月に前記の如く家老の本多修理と同道上京した當時の如き、本多は病氣であつたが、之に反し先生の健康は實に舊に倍し冷水多飲元氣頗る旺盛にして扱々頼もしいと迄云はれてゐることは、更に發見した書翰に依つて知られる、但し八月六日とあるは嘉永六年のそれとおもはれる。

去月二十一日發之貴翰相達拜閱致候時下剩暑退兼候處（中略）本執政鈴君共去ル二十九日無恙着邸先以御安意可被成候本君大岩への一書隨命拜閱當夜は診察不致候恕堂子（大岩主一のこと）も三日比罷越尙亦相談申候道中以來先間歇熱狀に而于今分利不致候いかにもへーゼル弛緩甚布腹部亦壅塞甚布種々痙攣諸症も相加はり何分急に御全快には相成申間敷しかし御着後格別之御用筋とは申條御引籠不被成候程に候間決而御深案申上候程之儀には無御座候鈴君は彌増雄健聊も申分無之日に冷水多飲盤石も碎くべき



ほどの熱中扱々頼も布覺申候本執政とても御容体書き立候へば大造にきこへ候へとも是は醫者の診察上の常語決而此節御引籠不被成候程之事に候間御留守之御尋も御座候は、輕易に御答可被下候（中略）

一海防一件醫生輩之嘴を入へき儀には無之只々 公邊貫天地之大御英斷を日夜奉謹
 禱候外無御座折柄之御大葬深奉恐入候又々崎陽に魯西亞舶四艘渡來之旨兩三日以前此
 表へ注進此度は彼れ殊之外謙遜畏縮之体に候よし別而情偽難測何分大英斷を日夜奉仰
 慕候耳其表に而も嘸御惱慮御察申候心緒萬縷重信可得貴意早々申留候 頓首

仲秋初六（八月六日）

南陽

桂山賢契

尙々留守老母之儀くれぐれもよろしく奉願上候 以上

この書翰といひ、前の安政大地震の記事所載のものといひ、いづれも當時先生の常に健

勝にして其元氣が溢るゝが如きものがあつたことを明かに證して餘りありと謂ふべきである。然るに安政大地震のあつた其年の臘月に入つて腸部に發生した悪性の腫物即ち癌腫の爲め、それが遂に其死因となり終焉を見るに至つたのである。假令幸に其後繼者に橋本左内の如き傑物の名士を出したとは云ひ、先生の早世は實に當時我藩政上に一大打撃を與へたもので頓に樞軸の挫折した感があつたに相違ない。

右の通り先生は不幸にして癌腫の爲め病死されたにも不拘、毒害に逢つたのだなどとの噂が今尙ほ風説もにせよ残つてゐる所以は全く喬木風に折れ易いの諺の通り、先生資性豪邁にして年壯氣鋭英風當るべからざる氣概を有し、其至誠盡忠は能く上下を風靡して大に一番の弊習を革正した爲め、其間心なき群小古老の輩が自然先生を恐れ憎厭陥擠の念を生じた内情が隠然潜在したのではないかとおもはれる。先生の傳記のうちにも「近侍の職に在ること已に七年聲望内外に重し是を以て執政等稍平らかならず重榮固より權勢の其身に歸するを屑しとせず故に其職を辭せしなり」あるとを見て成程と首肯される。かゝる際

に當つてかゝる情實の一方に蟠まり易いことは僕等が多くの歴史を通觀する間に往々認める事柄である。先生の死因に關する噂も或は當時此邊の事情より生れたのではあるまいかと考へられる。蓋し當らずと雖とも遠からぬ推量であらう。

最後に僕がこゝに一つ不思議に堪へないとおもふことがあるから書き添へて置きたい。外でもない、先生の逝去に關する書翰が前陳半井仲庵書簡集のうちに向見當らぬことである。斯くの如く半井の書翰の多くが白翁の手許に保存されてあるにも不拘、この重要な大事に限り之を報道せざりし譯はない筈だが、それが不幸にして残つてゐない。蓋し白翁がその手紙を接手して同志の廻覽に供した儘、返戻を受けなかつた爲め自然散逸したのであらうと想像される。

以上本文の世直神祠と直接の關係を有せざる事件であるとは云ひ、其祭神として奉祀してゐる先生の死因に對する多年の疑点を解決するに足るべき有力の資料が偶々發見されたので、僕が本文を草する序に茲に附記した所以である。

四

僕は既に以上原稿の全部を草し了り之を印刷に附せむと準備中、本書に挿入すべき主税先生の肖像に添ゆるに何にか然るべき先生の筆蹟を以てせむとおもひ立ち、念の爲め先生の令孫薰氏に向つて問合せに及んだ。元來先生には始め實子なかりしかば、同藩士雨森藤四郎の弟傳之亟(重徳)を以て養嗣子とした。然るに間もなく實子を擧げ小三郎(重弘)と名つけた。先生逝去の當時傳之亟は年十八歳、小三郎は僅かに六歳の幼年であつた。而して其後程なく傳之亟が病死し小三郎が相續したのであるが、小三郎即ち重弘の時代に故あつて先生の家に在りし貴重の史料は一切擧げて散逸に歸し、今や同家には不幸にして何等重要の書類が残つてゐないことは曾て重弘の嗣子薰氏より親しく聞知した所で、僕の照會に對して素より所期の望を屬してゐなかつた。然るに同氏は態々僕を來訪されたので種々先

生の事蹟に關し互に語り合ふた所、豈に圖らむや先生の診断書様のものが同家に残つてゐることであつたから直ちに之れが借覽を申出でた所、折り返し同氏より其診断書並に數通の文書を送付して來た。之を見るに診断書といふは、當時主治醫であつた半井仲庵の作成に係る「主税様御容体書」と題したものである。尙ほ之を熟視するに半井の自筆ではないが多分御祐筆の者に淨書させたものであらう。又數通の文書の中より當時江戸在勤の雨森藤四郎より在郷の實弟即ち先生の養嗣子傳之亟へ宛て發信した手紙を見出した。それは先生の終焉前後の顛末に就て事細大となくいと詳細に報道したものである。

この御容体書といひ又雨森の書翰といひ共に僕が前記土肥博士の鑑定を煩はした半井より笠原白翁宛の書翰に記された先生の病症が其後如何なる経過を辿つて遂に終焉を見るに至つたかを詳知するに足るのみならず、彼の半井の書翰中單に九日追書とあるは、二月九日即ち終焉の前日に認めたものであらうと云つた僕の斷定に對し慥かに裏書を爲すもので、幸に事實の正鵠を失はなかつたことを自ら以て欣快とする。僕はこの二通の文書を一讀

し更に再讀して倍々驚喜の情を禁ずる能はず、直ちに御容体書をば土肥博士の覽に供し併せて所方の藥劑等に關し其註釋を煩はした次第である。

主税様御容体書

去ル九日晚發申上候後暮時頃ハ俄ニ瘧瘧(瘧瘧瘧ノ義)指起リ角弓反張(瘧瘧ノ爲メ反リ身ニナルコト)牙關緊急(齒ヲクヒシバル)之狀ヲ現候ニ付早急息神液(何ニカキツケ劑未調査)相用菲沃斯越幾私(ヒヨスハ鎮瘧劑ナリ)並息神液之灌腸方且脚湯法等施行候處一旦稍鎮定ニ向候得共四時過ハ御脈忽微細ニ變シ呼吸短急四肢厥冷等相崩(崩ノ誤字カ)候故早急忽弗滿液(エーテル、アルコール合劑、興奮劑)鹿角精(解熱解毒ノ効アリトセラシ)礪砂精(クロールマンモノニウム興奮劑)手足香竄洗(何カ香竄ヲ有スル洗藥ナルベシ)強壯灌腸、艾灸等頻ニ進用候得共最早無其效遂ニ十日曉七ツ時過御終焉相成候御儀誠以絶言語何共可申上様無御座無限御愁傷之御事深奉拜察候 以上

二月十一日

半井 仲庵

鈴木傳之亟様

(備考) 容体書中症狀並に藥劑の下にある括弧中の文字は土肥博士の註釋に係るもの、

この御容体書並に後記雨森の書翰に依れば半井が笠原白翁に通報した後即ち二月九日暮時より先生の病勢が頓に革まり激烈なる瘧瘧の發作が二度も起り非常に煩躁されたやうに見える。土肥博士は「毒害の風説は或は此の容体より立つたものかも知れぬ。しかし現に半井、橋本の諸氏が在番であるから、毒害などの起るべき謂はれは固より無いが、俄かの瘧瘧症狀に疑惑の眼を見張つた素人連のありしは想像に難からず」と云はれた。蓋し事實の真相であらう。

一筆致啓上候然者主税様御容体一昨九日立飛脚に半井氏より御廻し申上候九日暮煩躁之御容体書之通り定而御承知可被成奉存候然る處其後六ツ半時頃より何となく御時迄之御模様在之御安眠被成兼候に付仲庵左内子相談に而御脚湯指上候處夫より大に御安靜に相成御安眠之御容子等相窺申候且亦少々御發汗之御氣味も在之御分利之御運びにも相成可申と仲庵左内子初御一統介病罷在候者大樂罷在候處九ツ半頃より亦々俄に御煩躁之御模様指募り候に付仲庵左内子兩人共宵より寸刻も御側を相離不申御容子を相窺居候事故種々秘術を盡し様々御療治致候得共一向藥功も無御座其上御手足とも御厥冷に相成候に付頻に蒸劑相用候得共是又其功相現れ不申候内次第に御煩躁甚敷下地御疲勞強極々御大病に相成候上宵より兩度彌増之御煩惱に而一時に御衰弱相重み自然御臨終之御容子相成候に付仲庵左内子様々醫療を盡し候得共終無其效十日曉七ツ時過御養生不被爲叶御病死被成候御事に御座候誠に絶言語に申上候様無御座奉驚入候貴家御總々様嘸々御驚被成御悲歎之程如何計か致遠察御氣之毒至極に奉存候乍去仲庵左内子

御發病以來誠に無殘所様々御療治申種々結構之藥品等相用候得共兎角深固之御病症に而御順快之御運びにも相成兼右様之仕合に相成候段實に以無是非次第御療治に於ては聊も遺憾無御座此上は天命と御明らかめ御覺悟可被成候様奉存候誠に吳々何共御氣之毒至極に奉存候

一 死後之御達も今朝鈴木市右衛門殿を以御目付エ指出候處御家老中御預りに相成候段申來候間此段御承知可被成候

一 御葬埋之儀十兵衛初一統談之上品川天龍寺エ御葬埋致候様相極申候兼而主税様思召之由に御座候得者土葬に致し御棺は高サ三尺經り貳尺餘計り之瓦棺に御納申中は石灰と松のやにとにて堅く詰合御槨は高サ三尺五寸幅は貳尺五寸四方杉之マサにて壹寸板に致し清淨嚴重に相拵其中エ御棺を相納御棺槨之蓋は猶又水氣豫防之爲にシツクヒにて相塗り申候扱主税様には御禮服之御召指上候而御納棺申上候

御召左之通り

黒御紋付御わた入御下召貳ツちりめん御胴衣御しはん花色御上下御大小御扇子御足袋たはこ入御下帶
且御葬送行列等も格別御丁寧に致し御葬送申上候晝之御出棺に而於品川天龍寺に御葬
送御納棺等無御滯相濟候間此上之御安堵可思召奉存候

御湯棺は喜太夫新藏新吾元作等四人にて爲致候間是亦御承知被成可被下候

一主税様御遣骸は此表エ御葬埋申上候事に御座候得は後日喜太夫罷歸候節御鬢髮御月
代毛等守護爲致候而罷歸候間此段御承知御寺エ御納可被成候様奉存候
一此度御法號御葬送行列書に付別記相廻し候間左様御承知可被成候
一當年は喜太夫新藏御供に參り居誠に御都合宜敷其上新吾も折能詰に而參り居右三人
共長々御病氣御座候處晝夜安眠も致不申能々御介病申上少しも御指支無御座候間此段
御承知被下度候別而半井橋本格別之丹誠に而御療治致し半井門弟なども晝夜かわりか
わり相詰居御介病等申上十兵衛様にも先便申上候通り願之上御引越被成候而無殘御看
病等被成下跡々の所迄悉皆御引受御世話被成下河村氏も日々參り無万端世話致吳候間

平に御案事被成間敷候猶又跡之處は十兵衛様共御談申宜敷取計可申上候間此段厚御心
得可被下候

一此度御風呂屋佐兵衛と申す者を相頼別飛脚に仕立明十二日出立道中十日振りにて主
税様御病死之書狀壹通持參爲致指越候間左様御承知書狀相達候は、夫々御達被成候而
當日より御忌服御受可被成候様奉存候尤右佐兵衛エは此表にて道中爲雜用金壹兩指遣
候に付左様御承知其表に而は別段御貪着には及不申候乍併此度道中も心配致し指急罷
越候儀に候間其表到着之上は爲草鞋代銀拾匁御遣し被下候様十兵衛様共申談候事に候
間左様御承知可被成候 以上

二月十一日

雨 森 藤 四 郎

鈴木傳之丞様

この雨森の書翰を読み來ればたゞに先生臨終の様子を知るに止まらず、當時其葬送の行列次第並に埋棺等に至るまで漏れなく細記しあり、以て安政時代に於ける武士しかも四百五十石拜領のさむらひの葬儀其物が如何なる儀容であつたかを併せ知ることが出來、今日とこれを對照せば實に世運變遷の大なるに驚かざるを得ない。葬儀行列の次第と藩主への死亡届書を參考の爲めこゝに附載する。

御葬送行列書

高張	徒	高張	高張	高張
迎僧	徒	御香爐	御位牌	御棺
				<small>新藏 元作</small>
				<small>新吾 雇壹人</small>
高張	徒	高張	高張	高張

箱	合羽籠	遠山喜太夫	代	海福孫八	桑山十兵衛	雨森藤四郎
				代		代
鎗	長柄傘	鈴木傳之亟				
草履取						

(刀持壹人 鎗持壹人 草履取 壹人)

拜知四百五十石

鈴木主税

四十三歳

養子

同 傳之亟

十八歳

實子

同 小三郎

六歳

右主税儀舊臘下旬より神經熱之症相煩候に付半井仲庵村上三悦佐々木悌全相願様々療治仕候得共養生不相叶今十一日卯下刻病死仕候此等之趣御家老中迄宜被仰上可被下候 以上

二月十一日

鈴木市右衛門 印

佐々木權六 印

高田孫左衛門殿

御達書右之通りに御座候且亦御病死御正當は十日曉に候得共御達は十一日に相成候に付日限一日相違に相成候間此段御承知可被成候

先生の終焉を告げた日時は二月十日曉七ツ時過即ち今日の午前四時過であつた。それを何かの都合で届書には十一日卯下刻即ち午前六時過としたものらしい。僕が曾て讀んだ或る文書には二月十一日死亡としてあるのは蓋しこれが因をなしてゐるやうにおもふ。

尙ほ別に當時江戸在勤の桑山十兵衛より傳之亟宛の書翰がある。桑山は先生とは極めて實懇の間柄で莫逆の友人であつた。文中何等新らしき事實の見るべきものはないが多少の参考ともならうとおもひ序にこれをも附載して置く。

一筆啓上仕候然者主税様御儀御病氣九日夜々俄に一段御指重り半井橋本之心配に而一

且御靜かに御成候所又々御容子次第に御指重り終に御養生不被成御叶昨日曉御病死被成誠ニ以絶言語申候就而ハ貴様御始嘸々御愁傷可被成御察申上候右ニ付藤四郎様へ御談態と飛脚者向相立候儀ニ候間御國ニ於ても諸事表向御取扱可被下候御法号之事藤四郎様半井橋本等相談仕委細藤四郎様ハ被仰上候通りに取計申候孝顯寺等万一彼是申候共何分天龍寺始メ右ニ而相濟候事ニ候へは諸事喜太夫罷歸候迄ハ夫も分り不申候ハハ小子共罷歸候迄其儘に致し置候様御申聞被成夫ニ而も承知致し不申候ハ、寺法も押て破候事は成不申孝顯寺之申立ニ御隨ひ可被成御法号丈ケハ兎も角も不苦候今日御葬式相濟初七日にあたり候迄ハ喜藏も居り候而出立爲致候心得ニ候夫迄には天龍寺に而御法事も執行ひ申度存念に御座候扱々様の大變ニ相運ひ可申とは夢心にも無之儀分ケ而小子共ハ御親類を除き候ても朋友之御親情御別段にて不容易御介抱にも相成往々迎も御便りニ存談居候處今般之大變殆ント當惑別而ハ國家の御忠誠無類之御儀實ニ人々感動仕候儀只々殘念至極可申様無之候此上ハ貴様ニハ御身体御大切ニ御加護別而

御臆中諸事能々御慎み家聲を落し不申様之御眞志無之てハ御不忠御不孝御實父迄之汚名を御取可被成候間厚く御心得可被成候御養母様御始へも御悔能々御申上被下度奉希候先ハ右御悔而已申上度委細ハ藤四郎様ハ可被仰進筈ニ付右御悔迄早々申上留候時令折角々御手當兎角御壯健ニ而御事務被成候様千万奉祈候尙又喜太夫新藏等先々障も無之候間左様御承知可被下候小子も二日ハ相願御介抱附被仰付藤四郎様ニも御非番にハ晝夜御出追々御大病ニ御成候而ハ御當番御願御用捨等に而御出被成其他御病中不容易御心配被成候儀に御座候右旁可申上如此に御座候恐惶謹言

二月十一日

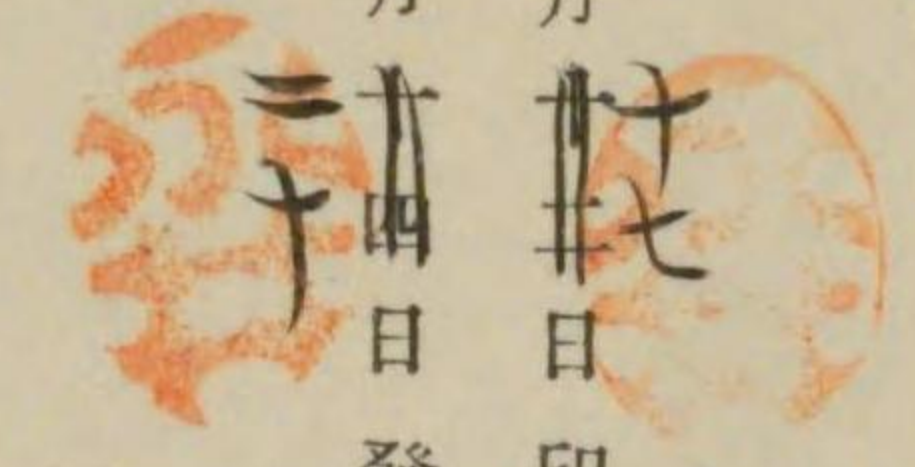
桑山十兵衛

政喜華押

鈴木傳之丞様

皆々先御中

昭和六年五月廿七日印刷
昭和六年五月廿四日發行



(非賣品)

著者 永井環

東京市小石川區久堅町七十四番地

發行者 郡重

東京市神田區表神保町十番地

印刷所 一心社印刷所

東京市神田區表神保町十番地

Handwritten text in a small box at the top left of the left page.

59
40

590
469

NO.

PATENTED NO. 119016

“F-M”

PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

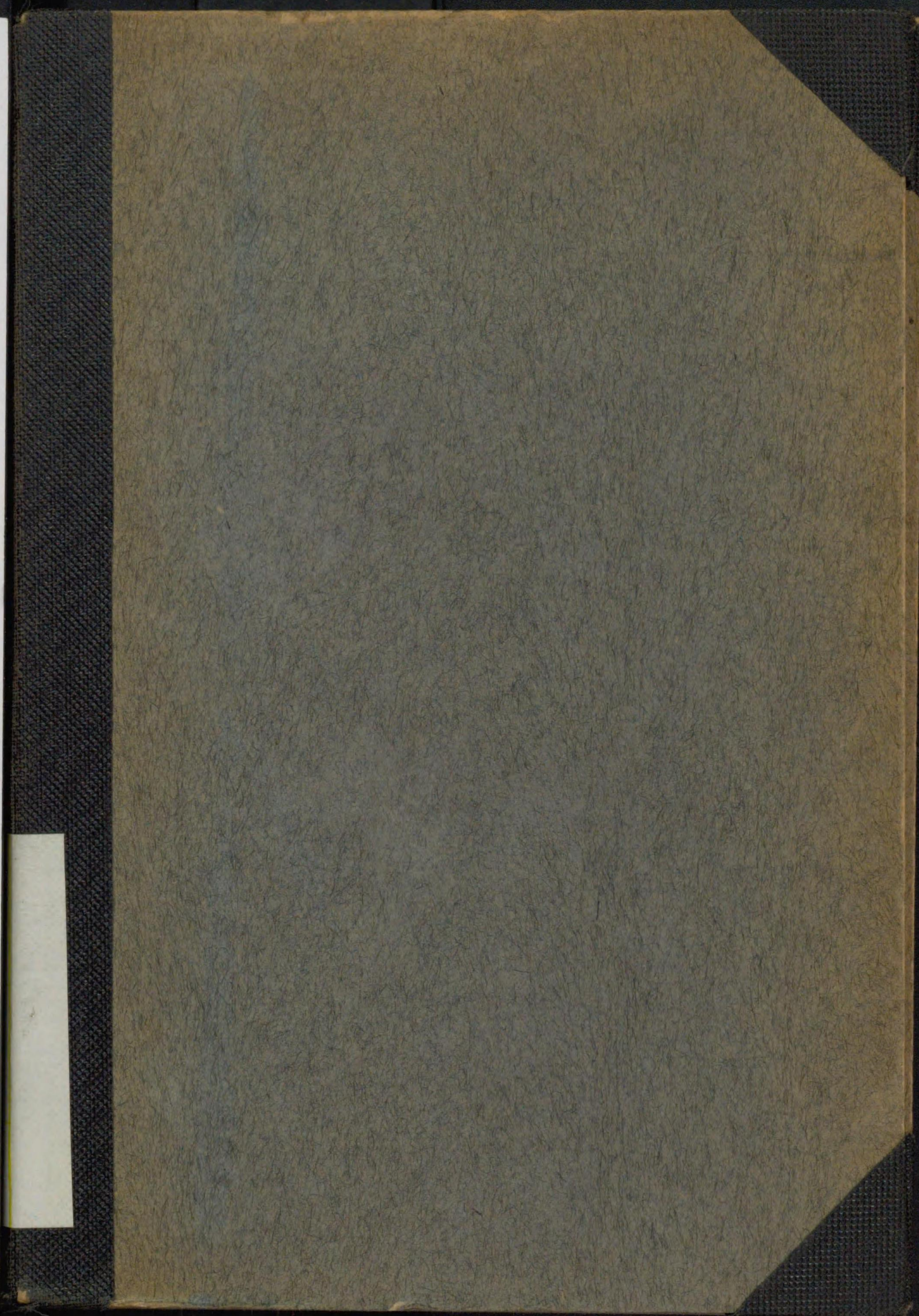
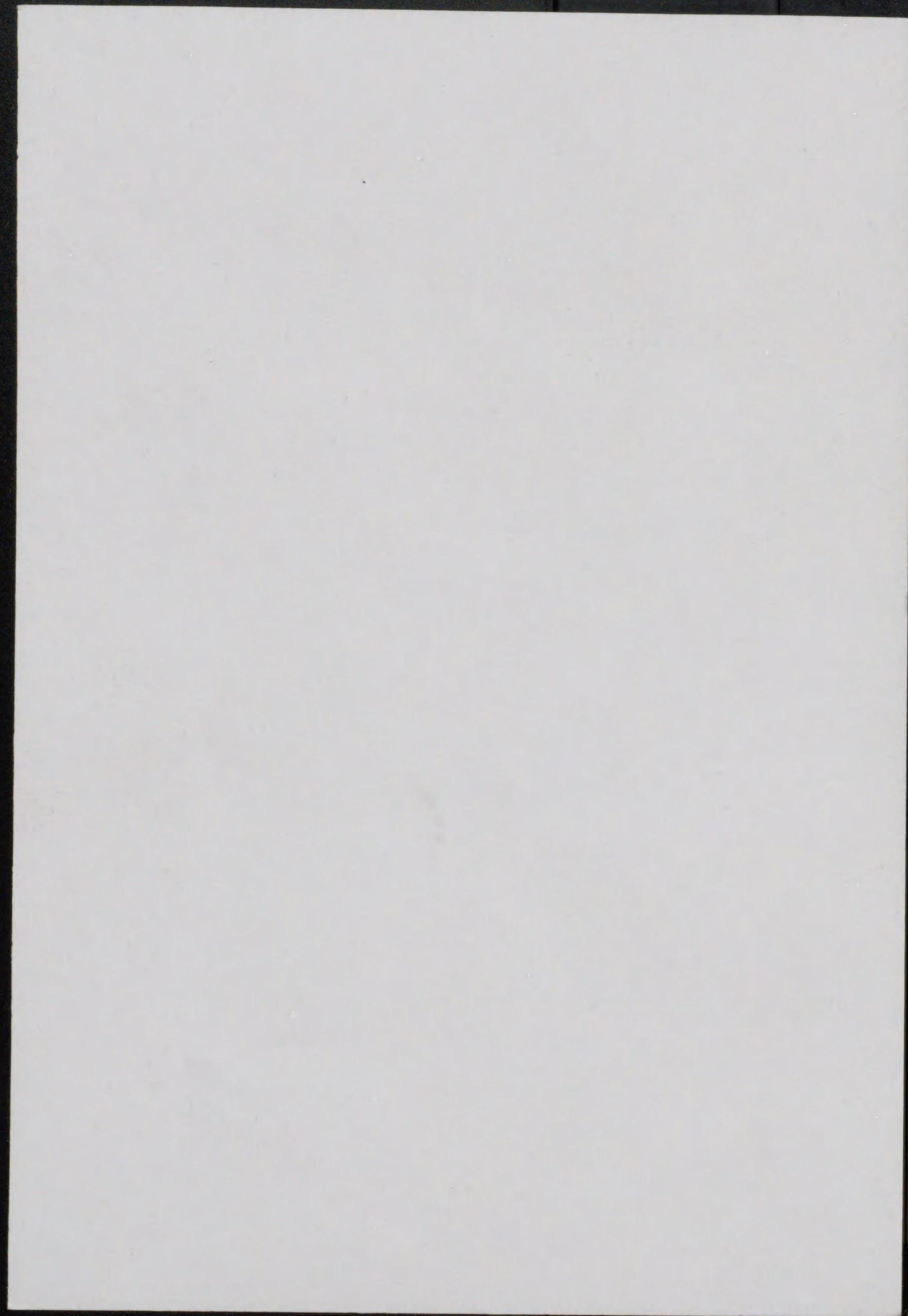
Catalog No.	High	Wide	Thick
851(菊倍)	30. cm. x	22.5cm. x	1cm.
852(四六倍)	26. „ x	18.5 „ x	1 „
853(菊)	22.5 „ x	15. „ x	1 „
854(四六)	18.5 „ x	12.5 „ x	1 „
855(特)	24. „ x	15. „ x	1 „

Special sizes are made to order

LIBRARY SUPPLIES IN ALL KINDS

F. MAMIYA & CO.

OSAKA-TOKYO-FUKUOKA

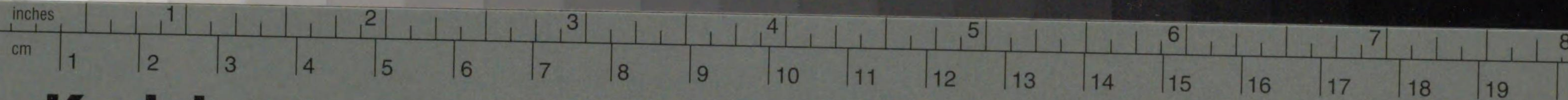


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

